

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱衣を許可いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。

議員各位並びに当局は、簡潔な質問・答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いいたします。

質問項目が複数ある場合には最初一括して質問し、2回目から項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは、質問者の裁量で質問をしていただくことにします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内とします。

質問は演壇及び一般質問者席で行い、終了時間は議長がお知らせします。

よろしくお願いいたします。

順番に発言を許可します。

11番、鈴木好行君の一般質問を許可します。

11番、鈴木好行君。

〔11番 鈴木好行君 登壇〕

○11番（鈴木好行君） それでは、通告書に基づきまして質問をいたします。

私、先日、会津地方振興局長の講演を伺う機会がありました。その中で、会津地方振興局管内の13市町村を対象に、自治体のトランスフォーメーション、デジタル変革というものです。浸透させようとしている、そういうお話がありました。ちなみに、デジタル変革とは、ICT化が組織の効率化を主な目的としてやるのに対しまして、住民サービスの向上を主な目的としてデジタル技術を活用することだそうであります。既に磐梯町ではICT化とデジタル変革を導入し実践されています。そこで当町では、ICT化とデジタル変革について、現時点においてどのように考えているかお伺いいたします。

まず人工知能A Iを活用し、熊を追い払ったり、住民に素早く周知したりするシステムを会津大学が開発しております。既に美里町で実証実験も行われております。今後、このようなシステムを当町で導入する考えがあたりかをお伺いします。

次に、各地区に防災を目的にW i F i環境を整備いたしました。防災目的の活用だけでなく、オンラインによって住民の意見を聞く方法を考えてはどうでしょうか。町長の考えをお伺いします。

それから道の駅開設に向けた生産者との意見調整。またコロナウイルス感染予防のためのオンラインによる住民との意見交換、業務のペーパーレス化等、様々な活用ができると考えています。I C Tの活用について前向きに検討する考えがあるかをお伺いします。

2番目として、若者のU・Iターン政策についてでございます。6月会議において、若者定住支援事業補助金が議決され、U・Iターン政策が一步前進したと感じています。しかし、生活の保障がなければU・Iターンは実現していかないと思います。そこで、当町の一人当たりの平均所得、全国平均や県の平均と比較すると、どの程度なのかをお伺いします。

次に、町民の所得向上を図るための政策はどのように考えていらっしゃるのか、町長の考えをお伺いします。

また、さらに子育てしやすいまちづくりが必要だと考えて、私も質問しました。山岸議員も6月会議で、一般質問でいたしました。その際に、新年度は可能、年度内も可能であれば検討するという答弁がございましたが、はっきりした町長の考えをお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） おはようございます。

11番、鈴木好行議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、只見町におけるI C T化とデジタル変革についてどのように考えているのかについてであります。町といたしましても、I C T化、デジタル変革を進めていく必要性は認識しておりますが、そのためには、まずは組織や人材、機械的環境でスタートラインに立つことが先決と考えます。デジタル変革は住民本位の行政、社会の実現であることを前提とし、行政の独りよがりとならないよう住民ニーズを把握し、デジタル変革により何をすべきかを検討し計画する必要があるものと考えます。

次に人工知能A Iを活用した熊の追払いや住民への周知システムへの取組みについてのご質問であります。近年の町内における熊の出没は増加傾向にあり、今年に入りこれまでに町内で13頭の有害駆除を実施しております。また熊以外にもサルやイノシシの被害も拡大していることから、本年8月から10月までの期間を鳥獣被害対策強化期間として、電気柵や追払い機材設置など町民の自衛策への支援拡大や、有害鳥獣捕獲隊による追払いと駆除を目的とした毎日の町内パトロールの実施により対策を強化しているところでありますが、鳥獣被害を完全になくすことには限界がありますので、効果の見込める対策は今後も積極的に取り入れ被害軽減を図る必要があると考えております。

会津大学が開発した人工知能A Iを活用した熊の追払いと、熊の出没場所等をメールなどで情報発信するシステムが実証実験段階に入ったことは新聞報道等で紹介されておりましたので、今後の実証実験の結果等を注視しながら、実用化により効果が期待できるものであれば本町への導入を検討してまいりたいと考えております。

次に、各地区に整備したW i F i環境を活用したオンラインで住民の意見を聞く方法についてであります。現在、町民の皆さんからご意見をいただく方法としては、提案箱の設置や電子メール、窓口、電話で随時対応してございます。また、町政座談会を3地区で開催し、区からの要望があれば区単位でも実施しております。今回ご提案の防災W i F iを利用したオンラインで住民の意見を聞く方法については、W i t hコロナを前提としたご意見と捉えておりますが、その場合、各集会所等に町民の皆さんにお集りいただくこととなり、密を避けるという観点からは有効な手段かどうかは検討が必要と考えます。しかしながら、オンラインによる個別相談や意見交換の実施は、全国的な流れもあり、今後必要な取り組みであると考えております。町民の皆さんの需要も踏まえ、オンライン相談窓口の設置や環境整備について今後検討をしてまいります。

次に、オンラインによる意見調整、意見交換、ペーパーレス化等の活用についてであります。生産者との意見調整や住民との意見交換などは、Z O O M等の簡便なオンライン会議サービスを使用すれば、比較的早期の実施が可能と思われれます。業務のペーパーレス化につきましても、紙である必要性を整理していくことにより可能であると思っておりますので、住民ニーズや業務効率化などの観点から、必要性の高いものから順次検討を進めていくことが望ましいと考えております。

次に、若者のU・Iターン政策についてであります。

はじめに、1人当たりの平均所得についてであります。令和元年11月に内閣府が発表した平成28年度県民経済計算によりますと、只見町の1人当たり町民所得は243万6,000円、福島県平均は300万5,000円、全国平均は321万7,000円となっております。平均所得については人口構成比が大きく影響いたしますので、生産年齢人口の増、とりわけ若年層のU・Iターン施策を推進していくことが重要と考えております。

次に、町民の所得向上を図るための政策についてであります。町が行っているほとんどの事業は、町民福祉向上のため、直接的あるいは間接的に生活の安定や所得向上につながるものと考えておりますが、具体的な事業としては、ほ場整備事業、プレミアム商品券発行事業、道の駅整備事業、道路改良事業などは、その取組みの1つと考えております。

次に、保育料の無料化についてであります。提案理由の説明で申し上げたとおり、本年10月から保育料を無料化することとし、今回の補正予算において歳入予算の減額をお願いしているところであります。なお、無料化にあたり、今年度、新たに入所の申込みがあった場合については、受け入れの状況により、希望される保育所以外への入所をお願いする場合がありますことや、次年度以降については、年度途中に入所を予定される場合も年度当初に申し込みをいただき、入所先を調整させていただく場合があることをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） それでは再質問いたします。

その前にですね、8月21日の民友新聞に、会津市町村長向けにDXオンライン講演というのが県会津振興局で行いましたという新聞報道がありました。20日と21日。これ対象は会津地方振興局管内の13市町村長プラス南会津管内の11町村長に向けてのオンライン講演でありましたが、これを受講されましたでしょうか。また、受講されたとすれば、その感想はいかが、どういう感想をお持ちだったでしょうか。お伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） ただ今のお質しの件、町長に対してでありますけれども、概要を申し上げます。ただ今、これ、議員、お質しのとおり、会津振興局で会津管内13市町村を対象として行ったものであります。その中で、会津地方振興局から南会津地方振興局に話がありまして、南会津管内の町村長さんも都合がつけばお聞きいただければということでの情

報提供がありました。当日であります、8月20日、実はあの、只見町長、ほかのオンラインシステムを活用しての只見町の、これも県の事業でありましたけれども、就職の説明会。こういったものに参加をしております、時間の調整が都合つかず、残念ながら出席できなかったところでもあります。翌21についても、公務出張により参加がかなわないということでありました。ついては、担当課長あるいは担当課長以外でも、ということでありましたので、私が少し聴かせていただきました。全部というわけにはいきませんが、聴かせていただいたところでもあります。当日の出席の名簿ありますが、南会津管内はどこの町村長さんも残念ながら、なかなか都合がつかないということでありましたが、南会津町長さんだけ、ひょっとすると参加されたのかとは思いますが、そういった状況でありました。感想は町長でないのよろしいですか。

○11番（鈴木好行君） できれば、課長の感想でも、あたりさわりのない…

○総務課長（新國元久君） まあ、非常に新鮮だなと思いました。これからはこういった時代になってくるんだろうなというふうに素直に感じたところでもあります。しかしながら、やはりあの、取組みにあたっては、具体的な実施の前段での諸準備、検討。それが非常に重要なんだということ。そして、専門的な技術も必要となりますので、そういった部分での補完もしなければいけないんだなというふうに思います。またあの、町長答弁にもありましたように、まずは組織も考える。こういったことの必要性も感じたところでありました。

○議長（大塚純一郎君） 11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 町長答弁にICT化、デジタル変革について必要性は認識してありますが、まず組織や人材、機械的環境でスタートラインに立つことが先決と考える。必要性を認識していらっしゃる。そこでその後に、住民ニーズを把握し、デジタル変革により何をすべきかを検討して計画する必要性があるもの。デジタル変革により住民ニーズを把握することが私は第一だと思うんで、これ、答弁の仕方が逆だと思うんですよね。私は住民に寄り添ったデジタル改革がDX、デジタルトランスフォーメーションであるというふうに説明申し上げました。それであるならば、住民のニーズを知るために、住民に寄り添った政治をするために、このシステムを検討されてはいかがですかというふうな質問でございました。それについて、どうのお考えをお持ちか、もう一度答弁をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 理解は議員とまったく同じであります。やはりあの、デジタル変

革。これによって何ができるのか。そして住民の方々がこれによる何を求めているのか。そのニーズの把握をしなければいけないと思います。そのうえで、優先度の高いもの、あるいは比較的、取組みが容易なもの。そういったものから順次取り組むということでもあります。やはり最終的には住民の福祉、公共の利便性の向上、こういったものが最終的な目標ではあると思いますので、その辺のご理解をいただいていると思います。考えはたぶん一緒だと思います。

○議長（大塚純一郎君） 11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） それでですね、実際に必要性を感じていらっしゃるというのであれば、本当に次年度の予算に計画をあげるとか、そういった具体的振興計画。まあ計画なくてもいいです。町長の頭の中で考えていることだけでも結構です。今後どのような進め方を考えていらっしゃるのかお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） このデジタル化につきましては、ICT化といいますか、非常に取り組むべき事ではあるというふうに私は思っております。ただ、全体的にどういうふうに行っていくかということについては、随分慎重に行っていく必要もあると思います。それで高齢化率が高い只見町の場合、どこまでその住民の方のニーズに合わせられるか。例えば先ほど、今回、例に出ております熊だけを捉えた場合。これは非常によく、すぐ理解できるということはあるんですが、全体のサービスといいますか、そういったものをしていくには相当な、慎重なやり方をとっていく必要があるというのと、先ほど、その会津17市町村のお話の時、私、就職関係の待機している中でちょっとだけ見させていただきました。ただ、その時に、三島の町長さんの時だったと思うんですが、繋がらなかったのと声が入らなかったという、そういったのが見受けられました。ですからまだまだ、そういった小さいところも解決していかないと難しい環境にもあるのかなという、その私は技術的にわからないところあるものですから、そういったところからどういうふうにしていったら良いか。例えば、会津若松市でやろうとしているスマートシティ構想という、とんでもない構想があります。それらとはまた別の形も考えながらやっていく必要があるかなという、若松市の場合は会津大学の協力を得ながら、そういった形で取り組んでいくという長期的な視野に立った計画のようですが、そういったところも参考にしながら、只見町がどういう形で、そういった形に、ほかの町村に立ち後れのしないようなことを想定もしながら、町民のニーズをうまく捉えながら対応し

ていく必要があるのかなというふうに考えております。まだあの、私の頭の中にも整理できないところもありますので、そういった技術的な理解のある職員と議論を重ねながら取り組んでいきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） 11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 今ほど、会津若松の取り組みについてもお話がありましたが、会津若松は市役所の建て替えに合わせて、このデジタル変革を進めようとするお考えがあるそうです。それと、その際にですね、民間企業のICT技術を活用して、AICTというんだそうですけれども、このAICTとの調整とか先進事例を学んで、それを取り入れていきたいということでございます。

それから今ほど町長の答弁に、高齢化というお話がありました。私は高齢化社会の今だからこそ、当町だからこそ、こういった技術を取り入れて、そういった方々の生活を助けなければならない。そういうふうに考えております。

そこであの、今ほど聞きました熊に関してばかりでなくて、様々なことが、今後、ICT化に関して考えられるなというふうに考えてまいりましたので、現時点でのそれぞれの担当課長、私がこれから質問いたしますので、現時点でどのように考えていらっしゃるのか、お答えください。

まずはICTを活用した高齢者の見守りシステム。そういったものが導入できるんじゃないのかなというふうに考えております。それから買い物支援のバスとかタクシー。それもわざわざ予約して呼ばなくても、スマホひとつで、私はここに居ますよ。今、どこを車走っていますよという情報を得て、そして、そんなに待たなくてもそこに直行して、今走っている車に同乗させてもらっていくというようなシステムを今後とれるのかなというふうに考えています。そういった形での買い物支援上の行政サービス。

それから広報委員会でも研修をしております議会のICT化、ペーパーレス化。これに対してどのように考えていらっしゃるのかなと。

それから今後、八十里、除雪も入ってまいります。現在、GPSを利用して除雪機械の位置確認と試験導入という形で始まっていますけれども、それをさらに向上させて、ゆくゆくは除雪機械、無人化も考えられるんじゃないかというふうなことがメーカーのほうでは考えているみたいですがけれども、それに対してどういうふうに考えていらっしゃるか。

それからGIGAスクールに対してですけれども、今、一番進んでいるのがそのGIGA

スクール構想ではないのかなというふうに感じています。その中で、私は一番大切なのはGIGAスクールで今学んでいる小学生。それが今、一生懸命になって、海洋教育も含めて故郷の良さを発信しております。そうした中で、このGIGAスクール、今、小学校6年生の子はあと10年経つと大学を卒業されます。そうした中で、せっかくこうやってGIGAスクールで学んだ技術であるとか知識。それをまた都会のほうで活躍するためのスキルを身に付けていくのか。それとも故郷に帰ってきて、せっかく学んだ知識を故郷のために利用できるのかという面で、そうした環境づくりを私は必要なんではないのかなというふうに考えますので、そういった子供達が今学んで、それから今後も、高校・大学と学んで、一般社会に入ってでも学んで、そしてやがて帰ってこれる環境づくり。それをどのように考えていらっしゃるのか。

それから今、国のほうではマイナンバーカードの普及、一生懸命になって頑張っております。やはり町民の利便性の向上。それからICT化を進めるにあたって、マイナンバーカードの登録というものを今後増やしていったほうがICT化しやすいのではないかなというふうに考えています。国のほうでも今、マイナポイントで一生懸命になって総務省のほうでPRしていますけれども、それに対するお考えはどうかというふうに考えておりますので、それぞれ、今ほどの質問に対して、担当課長のほうからの答弁をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） まず、今ほどの最初の高齢者の見守りの件でございます。今現在、本当にアナログ的な部分でございますが、緊急通報システムというようなことで電話回線を使って、そういった見守り。あと屋内にセンサーを設置して、移動があった。移動がないと電話で確認がくるというようなシステムを導入させていただいてます。それがICT化によりまして、逆にもっときめ細やかな位置情報をつかんで、逆に徘徊的なことで外に出られた場合の場所の確認であるとか、そういったことに活用できるかなというような考えは持っておりますけれども、また、逆に、その位置情報等をプライバシーの問題もあるというようなことで、そういったことも頭に入れながら今後検討していきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 交通サービスの関係でお話ございました。議員おっしゃるとおり、そういうようなICTを活用した交通システムの構築。非常に今後求められるのかな

というふうに思います。現段階ですと、利用者側がそちらに対応できるかという一つの課題と、あとは事業者側がその形の対応ができるかどうかという課題はありますけれども、そちらのほうは追及していく必要があるというふうには考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議会のペーパーレス化ということでありまして。議会に限らずでありますけれども、町長答弁に最後にありました、いわゆる一般的なペーパーレス化、紙である必要性を整理していくということがまず必要であろうかと思っております。そういった中で、個別の話になりますけれども、議会のペーパーレス化、これあの、議会が今年の冬でありましたけれども、喜多方市議会を視察されました。その折には、やはりタブレットを使ってペーパーレス化もされているけれども、ペーパーもあるといったような状況であったように記憶をしております。そういったことでペーパーレスを進めるにあたって、ペーパーも作る。あるいは電子データも作る。そして、電子データを作ったうえでの何らかの操作の補助の必要性。そういった課題もあるようでありました。まあ、最終的には多大な紙を使わないほうが良いということは、まったくそのとおりでであろうかと思っております。しかしながら、そういった理解の上での必要性、あるいは必然性もあれば、全部がペーパーレスということにもならないのかなというふうにも思います。この件につきましては、議会各位と今後も協議を継続していく。あるいは検討を継続していく必要があるんだろうなというふうに感じております。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 続いて、除雪のICT化ということでお答えをさせていただきたいというふうに思いますが、現在、国道除雪、町道除雪もそうなんですけれども、大型機械除雪によるICT化というのはメーカー開発が中心で今進んでいるところであり、毎年、桧枝岐でも試験的な、そして試走を実施をしております、そういったところも町は参加しながら、このICT化については研究していきたいというふうに考えてございます。尚あの、この冬からですが、町の大型除雪機械においては、G I、位置情報を搭載した、そういった試験的な取り組みなんですけれども、そこでその除雪機械が、いつから、どの場所で、稼動して、どういうルートで、どこに今いるかという、そういったICT化を利用した除雪にも取り組んでおります。それはあの、除雪オペレーターその行動の記録であったり、事務的な軽減。それから安全管理。そういったところにも役立っているのかなということで今年から始めている状況であります。尚、八十里越えの開通によっては20キロの、新潟・三条との

間の24時間体制の除雪体制が組まれるわけですが、現在、県でもその除雪計画が進んでおりますので、そういったところにも、こういったICT化というものを町でも連携して率先して取り組んでいく、そういったことを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） GIGAスクール構想の関係の前に、マイナンバーの関係についてお答えをさせていただければと思います。マイナンバー。ただ今、国のほうで力を入れて普及に向けて様々、施策をしている中で、いわゆるマイナポイント、今ほど、ご指摘もございましたマイナポイントを活用した推進を図っていらっしゃるところでございます。そういった中では先ほどございました、いわゆる買い物支援バス、交通サービスへの適用も含めまして、やはり利用者の対応といたしますか、利用者の利便性も含めて、この事業者のほうの対応といった部分も含めて、注視をしていく必要があるんだろうというふうに考えております。そういった意味では利用者のニーズ。また事業者の対応状況。こういったものを見ながら、町としてできるところを検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） GIGAスクール構想に基づいて、これからIT教育を学んでいく児童・生徒がこれからいっぱい出てくるわけですが、特にあの、今の小・中学生については、生まれた時からもう、身の回りにパソコン、それからスマホといったものが自然とある環境、いわゆるデジタルネイティブと呼ばれる世代になりますので、違和感なく、そういったものに取り組んでいくんだろうなというふうに思います。それを小・中・高と通じて学んで、その後、進学なり就職なりで、一旦、町を離れる場合もあると思います。そうなった時に、今ちょうどコロナの関係がありまして、新しい働き方というようなことで、テレワークであったり、会社に通勤をしない仕事の仕方、そういったものがだいぶ普及をしております。ですので、可能性としては従来よりも、只見町において多様な仕事ができる可能性が高まっていくものと、そのように思っております。ちなみに、人材派遣会社のパソナでありますけれども、ここ3年ぐらいのうちに、本社機能を淡路島に移転するというお話がございます。それは1,200人ほど、東京を離れると、家族も含めると、もしかすると、只見町民全員分ぐらいの人が淡路島に移住をする可能性が出てまいりました。そういったようなこともありますので、これから東京にいなくても、今まで東京でしかできなかった仕事ができる環境。そういったものが出てきますので、それを適えるような町内のデジタル環境を整え

ていきたいと、そのように考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） 11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 各課の課長さんから答弁いただきました。まさしくそのとおりであると思います。そういったことの必要性、各課とも皆さん考えていらっしゃると思います。そこである、昨日の6番議員、矢沢議員の質問の際にも答弁で、今後、リモートワークやワーケーションの受け入れ態勢の構築も検討していくというふうなお話がありました。それに対してはやっぱり町内の環境整備、W i F iを含めてですけれども、環境整備も必要になってくるのかなと思います。

それから高齢化社会を迎えての取り組み、ICT化の取り組みということで、私は必要だなと考えるのは高齢者の方々、今、70代ぐらいの方々までは、だいぶスマホが普及していると考えられます。ですから、そのスマホを使ってですね、いろんなことができます。ですから、そういった環境、その使い方の説明でありますとか、こうしたら、こういうことが便利になりますよとか、そういったことをもっと町のほうでPRしてですね、そして、その中で、今度は町からの情報発信をしていく。そしたら、その方々が町へまた逆に住民情報をいただける。そういった密な連絡づくりができるんじゃないかなと考えます。お年寄りになりますと、やはり庁舎に来るにも不便であります。ましてや、庁舎、二つに分かれております。ですから、そういったことの不便さがあるならば、町役場に来なくても用が足りるようなシステムづくり。これから考えていかなきゃならないのかなというふうに考えております。

それから先ほど申し上げましたG I G Aスクールの子供達。帰ってきてても、せっかく学んだ知識を活用する場がないというふうなときに、この役場の中の業務はこうですよ。その業務に基づいて町内企業とこういう連携を取ってますよ。あなたの技術はこういうところで役立ってますよというふうな情報発信ができるようになるためにはですね、やはり今から考えていかないと、今、G I G Aスクールで学んだ子供達はみんな、優秀な子供達は東京の大企業に吸い取られてしまうんじゃないかと、私はそこを一番危惧しているんですよ。この町を良くしていくのは、やっぱり将来の子供達ですよ。今、海洋教育で学んで、G I G Aスクールで学んで、そして只見を愛している子供達が只見に帰ってきて、これからの只見を担っていくというふうな環境づくりを今からしていかないと、本当にこの町、子供いなくなりますよ。少子高齢化が進んで、子供がいなくなる。先ほど、若者U・Iターンの中で、保育所のお話をしました。せっかく、保育所無料になって、無料化にされるということで良かった

なというふうに素直に感じていますがけれども、そして、せっかく大切に大切に金をかけて育てた子供達が、みんな、ほかに行ってしまう。それでは何の役にも立たないと思うんで、その辺のところを総合的に考えて、町長はどのような考えをお持ちなのか。町長答弁をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） デジタル改革という中で、個々にはたしかに必要なもの、たくさんあります。ただ、全体的に、それを町全体でどういうふうに政策として取り組んでいくかということにつきましては、やはり只見町、今、回線的といいますか、ひかりはほとんど入れるような環境にはしましたが、この後、じゃあどういう形で、こういったシステムを使って情報発信ができるかということについては大きな課題はあると思います。例えばスマホ自体にしても、会社が数社あるという、そういったものを上手にやっていく必要はあると思いますし、現在、テレビ等で騒がれております、盗まれるというんですか、口座から。という被害。これ、お年寄りの場合、先ほどもありましたように丁寧な説明がない限り、どこへ入っていくかということによっても大きな被害が出てくる場合もあります。ただあの、そういったものを心配していれば、全て仕掛けられないということもありますので、うまく、そういったところも保護をクリアできるようなものから取り組んでいくということはこれから絶対必要だと思います。それで、例えば昔、お年寄りの血圧測定やなんか、回線で繋いでお年寄りから送ってもらって、それを記録して、そのデータをまた郵送で送ったりということをやっていたのが、今、もう別の形で種類がたくさん出てます。で、どれが良いかということについては、これから十分研究をしていく必要があると思いますし、それと一つの私なりの課題は、ある程度のソフトを導入した場合、例えば、それも更新期間が必ずあります。5年が平均だと思いますが、そうした時の、その次の取り組みの時、またどういう形でソフトを今度改めていくかということが出てきます。そういった中で全体、国が進める中のソフトをうまく使っていくものであれば大丈夫だと思いますが、町が独自でやっていく場合については、維持のコストのこともありますので、全体的にそういったところを踏まえながら、庁内では議論をして、そして必要に応じては磐梯町のように組織を変えていかなければならないという場合も出てくると思います。それはあの、今後、只見町においてどういうふうにやったらいいかというものを内部議論をさせていただきながら対応していく必要があるというふうに思いますので、今、各課等の長がそれぞれの分野での発言はありましたが、それを全庁的にどう

いうふうに取り組んでいくかについては、今後の課題というふうに認識をしております。ただ、これについてはできるだけ、情報、こういった取り組みは研究していく必要はありますので、内部協議は進めさせていただきたいというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 5年ごとに更新があるから、というお話がありました。5年待てば、また次の5年間がきます。永久にできないじゃないですか。ですから私はですね、今、町長、言葉の端でおっしゃいました。今必要なものから各課で検討して、今本当に困っているものから優先順位を付けて、これだけは先に進めていこうじゃないかと。それが政策だと思えますよ。今、みんな、皆さん、各課の課長さんおっしゃいましたよ。そういったことが必要と考えている。検討が必要と考えていると。ICT化、デジタル化、必要と考えていませんという課、どこもないですよ。そうした中で緊急性、重要性を考えて、じゃあ、これからやっていきますというふうに考えるのが本当の政策ではないでしょうか。その辺のところですね、そして最後の、ZOOM等の簡便なオンライン会議のサービスを利用すれば、比較的早期の実施が可能と思われれます。可能ですよ。ZOOM。明日からでも可能ですよ。やるか・やらないかですよ。比較的簡単なものからやっていく気があるのか・ないのか。町長、もう一回答弁お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 大きな形ではなくて、取り組めるところは現在も取り組んでいるつもりですので、それを全てまとめてやるという言い方とちょっと認識したところがありますので、取り組めるところから、そういったところは取り組んでいくことは間違いないですが、組織的にどういうふうにしていくかということについては検討していきたいというふうに申し上げましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） それでですね、各課の横のつながりを密にして、それでやれるところからやっていけば、結局、自ずと繋がってくるものと思います。最初から大上段に構えてですね、全部やろう、全部改革しなければできないものではないです。一つ一つ、課題をクリアして行って、それがお互い、横の連絡をとって、こうしたら、こことここ、繋がるんじゃないかと、そうやって繋げていけばいいじゃないですか。そしてやはり、私は一人暮らしの高齢者であるとか、そういったところには優先的にタブレットであるとか、モニターであ

るとかを配置して、映像で確認できる。映像で安否が確認できる。そういったシステムの構築までできないかなというふうに考えております。そして、高齢者に優しい、子供に優しい、住んで良かったと思える只見を創っていかなければ、やはり、U・Iターンにしても、全国の構想に負けてしまいますよ。昨日の菅家議員のお話にもありました、ユニークな政策でなければ今うけないよと。どこもやっていないことを考えて、どこの町もやっていない町民に優しいまちづくりを考えていかねばならないと思いますけれども、もう一度、町長、答弁をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） デジタル化については、これから行政としては進めていく必要は当然ありますので、そこは順次、町として取り入れられるところから対応していきたいというふうに考えます。

○議長（大塚純一郎君） 11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 時間がないので、次の若者のU・Iターン政策についてでございます。やはりあの、町民の平均所得、答弁にもありましたけれども、生産年齢人口が大変、人口割合としては低いということもあって、町は低いです。それで、この低いことをどうしましょうかということで、ほ場整備事業、プレミアム商品券発行事業、道の駅推進事業、道路改良事業挙げられました。そうした中ですね、なかなか、入ってくる所得を上げる。今、企業等に、それこそ生産年齢人口の方々です。その人達の給料を上げるというのは、なかなか私は難しいことではないかなと思います。それは一半企業の努力とか何かが必要なので、よほどの景気の回復とかなないと無理でございます。私が提唱するのは、年金暮らしの方々それぞれ月々、2万円でも、3万円でも、収入を上げられるシステムづくりができないのかなというふうに考えております。それにつきましては、前回の質問でもしましたけれども、道の駅を利用して、そこで出す産品でありますとか、そういったものをお年寄りの知恵と経験をお借りして、そしてお年寄りの方々にも収入が得られるような社会をつくってはいかがかという提案をさせていただきました。それとともにですね、また必要なのは、この町でほかよりも少ない収入で暮らせる環境をつくれるかどうかということだと思います。要は、ほかの町よりは、ほかのところで暮らすよりは出費が抑えられますよというふうなまちづくりができれば、低所得であっても豊かな生活ができるという形になりますので、所得が上がらなければ、それでは、じゃあ暮らしやすいまちづくりをするためにはどうするか。現時点で、

町長、何かお考えありますでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 年金収入者の所得向上と申しますか、そういった意味合いにつきましましては、シルバー人材センターを立ち上げて、そういったことをひとつやっていくということ。それと、道の駅ができましたらば、それに対して農産物の出品。そこに先ほどから出ておりますIT化の導入というのも考えられますので、そういったことは取り組んでいきたいというふうに思います。

ただ、あとあの、暮らしやすいというところなんです、物を、物価を下げるというわけには、ちょっといかないということもあります。それは下げることによって収入が生産者は減るということもありますので、そういったところもバランスはありますが、食べる分の暮らしやすさじゃなくて、その環境、町の中の生活環境については、暮らしやすさについては、できるだけ努力はしていかなければならないということは、これは間違いございません。それは教育もそうです。いろんな形で町内が豊かにならない限り、暮らしやすさというのは出てこないというふうに思いますので、そこに向けてはどういうやり方が良いかも含めながら、一生懸命、政策的に取り組んでいきたいというふうに考えます。

○議長（大塚純一郎君） 11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 私、いつも、粗大ごみの日に思うんですけれども、まだまだ使えるのに捨てるのもったいないなというふうに思うのがございます。そうした場合にですね、その家ではもう、使えるけれども不用になっているもの。例えば育児に関する用品であるとか、そういったもの、たくさんあると思います。それから農作物においても、二人しか住んでいないのに、毎日、きゅうり10本ずつできるよとか、そういった方々もいらっしゃると思います。日曜の朝市で町長の奥さん、出しているんじゃないですか。あれ、お買い求めになる方々は町内者が多いのか。町外者が多いのか。町長、御存じでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 比較的、町内者が多いというふうに理解をしております。

○議長（大塚純一郎君） 11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） そうですね。私も何か困ると、あそこに行って、わらび購入したりはしていますけれども、そうやって町内で、採れすぎていない人。また、欲しい人。そういった方々がたくさんございます。そうしたものを利用してですね、軽トラ市であるとか、

そういったものを開催することができれば、道の駅開設を待たずしても、そういった流通は図れるんじゃないかなど。そうしたら、今まで高い野菜を買っていた人、若松まで行って子供の用品、子供服を買っていた人。そういった方々が、安価で求められる。そして、売る側にとっては安いけれども若干の収入になる。早く言えば、メルカリの町内版みたいなものを立ち上げられないのかなというふうに考えておりますが、そういった考えについてはいかがでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） ただ今ご指摘がございました、粗大ごみと申しますか、いわゆる資源といったもの、不用となっている資源についての交換であったり、そういったものの、気軽に買える場所であったりといったようなこと。また、町内の農産物等々といったようなところの、いわゆる、なんて申しますか、交換ができるような場所というところをつくって行って、それが多少なりとも収入になり、そういったものを活用して暮らしを豊かにしていきたいといったようなご提案があったかと思えます。町内の中で、事業者がそういった軽トラ市といったようなこと、特に文化祭等々でも農産物の販売等々についてはやっていたいておりますし、雪まつりであったり、各種イベント等について、そういった町内製品の販売の機会を設けているところでございますが、それ以外、また町内の有志の方々中心に駅前イベント広場等を使いながら、そういったイベントに取り組んでいる事例もございますので、そういった需要も見極めながら、（聴き取り不能）が可能かどうか、検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 是非、道の駅開設に合わせてですね、輪島の朝市ではないですけども、只見の朝市みたいな形で、ほかからも人が来て賑わうような、そういう町になれば良いなというふうに考えていますので、今後も継続してご検討願います。

それから、若者のU・Iターン政策についてでありますけれども、昨日も矢沢議員のほうから、少子高齢化、人口減少に対する具体的な政策ということで挙がっておりましたけれども、その答弁の中で、未婚化・晩婚化対策については触れられておりませんでした。合計特殊出生率を上げたいんだというお話はありました。その中で若い女性。それから若いご夫婦の方に来ていただきたい。それも一つの政策です。それと、あと町内で結婚されないでいる方。それぞれ男女。そうした方々のカップリングを進めて行って、そして、そこでまた子供

を増やしていくという政策も必要かと思います。これについては、前にも一般質問で質問した経緯がございますけれども、福島県主催のはぴ福なびでやっているよというふうな形でしたが、実際にそのはぴ福なびの利用実績は町内ではあまり上がっていないというふうな認識でおります。そこでやはり、町独自の新たな政策が必要ではないのかなというふうに感じますけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 振興センター長。

○振興センター長（梁取洋一君） 町内の青年の交流ということで、昨年度、季の郷湯ら里で3月頃に開催しました。参加者30数名。うち女性3名でした。今年度も計画をしておりますけれども、コロナの関係でまだ実施できていませんが、頃を見て、冬期間の頃にやれば実施したい方向で考えております。

○議長（大塚純一郎君） 11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） それはあの、対象者は町外者もみんな含めてなんでしょうか。30名のうちの女性3名というと、なかなかあの、厳しい数字なのではないのかなというふうに感じますけれども、もう少し女性の方々を取り入れる政策とかですね、宿泊料無料にするとか、ちょっと、ここに来てみたいなど、とりあえず結婚目的でなくても、この独身男性とお話してみたいなぐらいの軽い気持ちで、ここに来れば1泊ただで泊まれて、おいしいものが食べれて、風呂が入れて、みたいな優遇措置を取る政策ぐらいを出していかないと、なかなか、ここに来て下さる女性って少ないと思うんですよ。ですから、そういったところを今後なんとか工夫して考えていかないと、集まらないんじゃないかなというふうに感じますけれども、その辺の政策的なところではいかがでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 振興センター長。

○振興センター長（梁取洋一君） 若者の出会いの講座っていうか、そういったものは結構昔からやっています、4・5年前ですと、会津若松市を中心に男女の出会いの場を設けて実施した経過があります。去年からですね、原点というか、自分の故郷の中で開催しようということで只見町を会場として実施した経過がありまして、あと企業間での、その顔を合わせる機会がないというところも一つその中に入れて実施した経過があります。今年度の様子を見て、その結果によってまた広く募集するなり、方法を考えていきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） それで最後の質問です。時間がありませんので、短く申し上げます。

保育所の完全無料化、今後実施されるということで良かったなと先ほど思いました。それで、その中に、尚というところからの5行がちょっと気になるんですけども、今後、若い子供を増やしたい。若い夫婦を招き入れたいと思えば環境づくりが必要だと思います。そういった中で、希望者が希望する保育所に入所できるためには、結局、保育室と保育士の確保が必要だというふうな答弁、以前いただきました。今後整備されるお考えはありますか。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 今回、保育料の無料化の中で、一番課題となっておりますのが保育のあり方です。ということは、ゼロ歳児という子供達を保育所に預けるのが良いのかどうかという、親としての義務といたしますか、そういったところが出てまいります。そういった視点からも、ちょっとあの、考え方が現在ありまして、その2歳児からであれば、ある程度大丈夫だと思うんですが、そういったことは現在、保育のことについての中で議論になっております。ただ、現在、朝日と明和地区につきましては、園児がこれ以上増えていきますと入所できなくなりますので、朝日・明和については今後の推移を見ながら、増設等も含めながら考えていかなければならないというふうには考えております。

○11番（鈴木好行君） 終わります。

○議長（大塚純一郎君） これで、11番、鈴木好行君の一般質問は終了しました。

続いて、9番、三瓶良一君の一般質問を許可します。

9番、三瓶良一君。

[9番 三瓶良一君 登壇]

○9番（三瓶良一君） 一般質問を行います。

役場庁舎の建設についてお伺いをいたします。

只見町役場庁舎の建設方針が出されまして、既に10年以上が経過しております。南会津町の役場庁舎改築もほぼ同じ頃に決定されました。そして、南会津役場庁舎は新庁舎が建設され供用されております。既に数年経っております。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

只見町役場の位置について、只見町役場の位置を定める条例においては、南会津郡只見町大字只見字雨堤1039番地と定められております。これは地方自治法第4条で規定されているところからきているわけでありまして、この場所以外に、役場の位置はないわけでありまして。私はそういうふうに思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

二つ目に、昭和28年に町村合併促進法が公布され、昭和30年に只見町と明和村が飛石合併をいたしました。朝日村は住民の反対により合併協議会に参加しておられたわけですが、離脱したことで間違いはないと思います。町長の考えをお伺いいたします。

3点目に、昭和33年、朝日村において町村合併住民投票が行われ、その結果、合併することになりました。そして、村制から町制に生まれ変わって、3村が合併して、そして只見町になりました。いわゆる村制から町制に変わったわけであります。この時の合併協定は只見村が朝日村を吸収する吸収合併であることで間違いはないと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

第4点に、昭和35年、只見町建設計画基本計画書が策定され、新しい町がスタートいたしました。夢と希望に満ちた時代だったと思います。これが只見町の原点だと私は思っておりますが、間違いありませんか。町長の考えをお伺いいたします。

第5に、役場庁舎は3村合併の象徴であるべきと私は考えております。今後の役場庁舎建設の方針、考え方について、町長は明確にされるべきだと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 9番、三瓶良一議員のご質問にお答えをいたします。

まずはじめに、1) 役場庁舎の位置についてでございますが、只見町役場の位置を定める条例において、南会津郡只見町大字只見字雨堤1039番地と定められております。

次に、2) 昭和30年に朝日村が合併協議会から離脱したことについてでございますが、只見町史等に記載されておりますとおり、離脱という形であったと認識をしております。

次に、3) 朝日村との合併の形態につきましては、只見町史には只見村への吸収合併とする福島県と対等合併とする朝日村との間で違いがあったと記載されておりますが、昭和34年8月1日の合併、町制施行にあたっては具体的記述がなされておられません。

次に、4) 只見町の原点についての確認でございますが、三瓶議員がお質しのとおり昭和35年に只見町建設計画の基本計画が策定されており、これが只見町の原点であったと考えます。

次に、5) 今後の役場庁舎建設の方針、考え方についてでございます。役場庁舎建設につい

ての私の考えであります。以前からお示しをしておりますとおり、現状はあくまでも暫定移転でありますので、今後は駅前・町下・あさひヶ丘の3箇所に分かれている役場庁舎機能の一つにすべく検討していかなければならないと、その認識は変わっておりません。しかしながら、国道289号八十里越開通やJR只見線全線再開通が目前に迫った現在、まずは現在建設工事中の民具収蔵庫、計画検討中の道の駅や季の郷湯ら里整備等の大規模事業を推進し、その進捗状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 南会津町と只見町の基本的な違いは何であったのかと。これが非常に大きな問題だと思います。今まで大変な時間とお金の浪費をしてしまいました。これは町と議会が、やっぱり意思の疎通を充分にとっていない。そして、協力体制がない。私はここから始まったと思います。この役場建設を当初、始められたのは前町長の目黒町長でございますから、菅家町長、あなたではありません。あなたではありませんけれども、やっぱり町の一貫性ということを考えれば、あなたにもこの問題に対しては重大な問題であるという認識を持っていただかなければならないわけでありまして。10年経っても、いまだ仮庁舎。そういう町があるでしょうか。そして、建設計画も立っていない。町長は、今までこの問題に対して何人か質問されました。しかし、立てる方針は説明されます。しかし、具体的な内容は示されません。これでは仮庁舎ということは、まったく空洞化してしまって、現実の問題になってないんですよ。建設する計画があれば、仮庁舎でいいわけですが、しかし、いつ建てるかわからない。それでは、これは仮庁舎とは言いません。半永久的に、どういうふうになっていくのか。町民は大変な不安を持っているわけです。この点を一つ、どういうふうにご認識されるかお伺いをしたいと思います。

二つ目に、条例の問題であります。この条例というのは、条例の問題は町が法に基づいて、自治法に基づいて決めているわけでありまして、この地方自治法第4条に基づきます。地方自治法第4条は、条例を設置して、役場の位置を決めなければならないというふうになっておりますが、只見町役場は、今は只見町役場ですが、合併する前の役場、昭和24年だったと思いますが、伊北村といたしました。当時は。しかし、電源開発の話が出てきて、今の警察の交番があるところに役場があったわけでありまして、伊北村は役場はそこを廃止して、そして、あの四つ角のところに移動させました。これは先輩たちの賢明なる、立派な判断だった

と思います。そして、あそこに造られて、そして合併が国の方針として出されて、それから鉄筋コンクリートの建物に変わったわけではありますが、その時の経過を見ても、私は子供心に覚えておりますが、大変な苦勞をして、私の父親の代、あるいは祖父の代、大変な思いをして造られたと思います。この1039番地というものは法上の問題でありますし、町長、今ほどお認めになられました。このことについてはわかりました。

第2点の、合併促進法の問題であります。これは、当時、飛石合併なんていうことは全国で例がない。そういう中で飛石合併が行われました。何故ならば、朝日の住民が反対されて、そして、これが朝日が離脱されてしまったというところにあるわけであります。しかし、この合併協議会の中で、合併協議会というものは合併法の中で義務付けられてますから、その法廷合併協議会の中でいろんなことが議論されました。全部まとまったんです。まとまらなかったのは役場の位置だけ。役場の位置だけなんです。今、朝日に財産区が二つあります。この財産区は、この時の法定協議会では、お互いに財産区は置かないということで確認してあるわけです。ところが、朝日が抜けてしまって、只見と明和。だから只見と明和は、この申し合わせを大事にしてやったから、只見と朝日には財産区はないんです。その後、4年・5年近く経って、朝日は住民投票。その前に、総理大臣の合併勧告もあったわけですが、そういう中で住民投票の結果、合併すると、促進するという声が多くなって、そして朝日は合併を決断されました。そして、この合併する時、朝日は、朝日村は、村で解散議決をやられたというふうに私は聞いております。そして、閉村式もちゃんとやられている。この点、町長、あなた知っておられますかどうか、お伺いしたいと思います。

ここまで、よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 閉村式とか、そういった具体的な式のところまでは私は認識しておりません。まだ年齢的に幼かったということもありますので、そういった細部については若干勉強不足のところもございます。合併がなされたという、飛石合併については承知はしております。そして、町史編纂等の中での資料の範囲内のところは確認はしておりますが、その以降の朝日村の閉村に関わる行事等については詳しくは承知しておりません。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 記録を見ますと、合併にあたり、国から、朝日村は吸収合併にはほとんど反対されたそうです。しかし、県は聞き入れなかったと。これが事実のようであります。

この吸収合併と対等合併では全然違うんですよ。これはあの、民間の合併でも同じなんです
が、そのところは町に記録がないのか、そういうふうを書いてないというようなことを言
っておられますが、しかし、これは合併協定書を見ればわかります。合併協定書になんて書
いてあるのかお調べをいただきたいと思います。いかがですか。よろしいですか。なかなか
その、町のその、書庫で調べるのが難しかったら、県におそらく、その写しがあると思
いますから、そちらのほうに問い合わせてもらってもわかると思いますが、ここだけはもう、
はっきり確認しておきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 朝日村が住民投票前といいますか、当時の村長が県に対しての、陳情
については承知はしております。そして、その後、住民投票がなされまして、そして最終的
には合併になったという中で、その協定書の中には朝日村に支所を置くという協定にはなっ
ているというふうには理解はしております。それで、そういった形が吸収なのか、対等なの
かということについては、若干あの、資料的には私の判断つかないところもありますので、
そのところは町史編纂の中の資料でしか、ちょっと確認できないところありますので、詳
しい経過については私としては承知していないという説明をさせていただきましたが、協定
書の中はそのようになっているというふうには理解しております。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） それは県の書庫を調べてもらえば、おそらくはっきりわかる。わかり
ます。あるいは、その他の文書調べていただいてもはっきりわかると思います。朝日の村長、
当時の村長は、**原田豊**さんでありました。しかし、原田さんは、このことに対してはとこと
ん抵抗されたそうですよ。抵抗されたけども、県がもう認めない。ということで、これは吸
収合併に決まると、私はそういうふうには理解しております。このことについては、町長の
ほうで調べていただければはっきりすると思います。どうかこれは、たった今はっきりでき
なくても、時間をかけてもいいですから、調べておいていただきたいというふうに思います。

そして、その次の問題であります、只見町建設基本計画書。この計画書というものは大
変な膨大なものでありました。そして、この計画書によって只見も朝日も明和も、この計画
書だったら良いだろうということで新しい町がスタートしました。だから、これは原点だど
いうふうに私は思っております。そして、この計画書っていうのは、本当、膨大なものなん
ですよ。膨大なもの。当時はまだ道路がみんな未舗装。そして、自家用車なんてほとんど持

たない。バスで移動する。そういう状態の中から始まったわけであります。そして、電源開発も昭和39年で終わりました。そして、その時、朝日診療所、今あるわけでありますが、その頃は朝日には医療機関はなかったんです。只見には開業医が二人、2名おられました。明和にも2名おられました。そして、竹田病院から、電源開発の要請によって、竹田病院只見分院というのが、この町下に設置されていました。まあ、それが電源開発が終わると同時に町が引き受けました。そして、しばらくやりました。ところが、明和地区の人達、あるいは朝日地区の人達がバスで通ってくるんでは大変だと。だから、これは朝日に持って行ってくれないかというような要請もあり、只見で只見診療所を廃止して朝日診療所ができた。私はこういうふうに理解しております。そういうふうに、お互いに譲り合って、その町を創っていった。その頃のやっぱり、助け合いというのか、一つの町を創ろうという意気込みは大変なものだったと思います。ところが今、先ほど申しましたように、田島町の役場はもう、既にできているのに只見町だけがまだまだできてない。これはとんでもない異常ですよ。行政の異常なんです。一番大事なところが詰まっている。私はこれはどうしても解決しなければならない。そしてまた今、住民感情というものが本当におかしくなってきた。この役場の建設がスパッと出来上がってれば、こんなことにならなかったと思います。ところが今、私は春の選挙、議員選挙でありましたけれども、こういう話も出されたんですよ。役場というのは一銭もお金生まないところだと。だから、この役場に金かける必要はない。役場はプレハブでも良いんですよ。まあ、ひどい認識の人がいるものだなと。それも一人や二人じゃないんです。たくさんおられる。このことは放っておいたんでは、この合併の根底が崩れちゃうなど、私は本当に心配しました。だから、やっぱり役場建設というものは、ちゃんと所定のところにきちんと造っていくと。そうしないと、やっぱり町の秩序が、行政の秩序が保たれません。この点申し上げたいと思います。町長、どうですか。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 役場の所在の件につきましてでございます。私の答弁の中にもあります。前町長時代から役場の議論は出ました。そして、私の時代になり、暫定移転という形で取り組まさせていただきます。それには、今、早急にしなきゃならないといひますか、289号が開く。只見線が再開通する。これはあの、只見町ばかりでなく、南会津、会津全域に大きな影響を与える環境の変化です。国道252号線と只見線が魚沼と開けた時と同じくらいの変化はあると。それ以上かもしれません。そういったところに只見町が追い付いて、

その窓開けに対して受け入れ態勢を整えるのが優先という私の認識で道の駅の整備や湯ら里等のその受け入れ態勢について、まずそれが優先という、そういったことを進める中で、庁舎についても元の位置のところで検討していくということで説明をさせていただきましたので、その点をご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） それは後工作というものです。只見町は田島町と同じく、10年前にちゃんと議会の議決をもらって、役場の建て替えというものをちゃんと決めているんです。必要性がそこに発生しているし、そしてこれはちゃんと活きているんですよ。仮庁舎はいつまでも仮庁舎。いつになってもやっぱり仮庁舎。先ほど申し上げました。だから、どうしてもこれは只見の住民が一体化していく。そして、共通認識の下にまちづくりに励んでいく。そのためには住民意識がバラバラではどうしようもない。何故、バラバラになるか。役場の問題ですよ。先ほど申し上げました、プレハブでも良い。ところがそれは認識違いなんですよ。しかし、そういう人達も心配されるのはお金の問題なんです。金がかかるからというのが本音なんです。だから私は財源問題というものを町はちゃんときちっと財源対策を講じて、そしてやっていけば、これはちゃんと筋道の通った役場ができてくる。こういうふうに思います。そのためには何が良いか。それはあなた方が考えられればいい。ちなみに、一つ申し上げますと、まだ私、議員だった時に、ふるさと納税制度ができました。その時、会津の中で只見がトップなんですよ。納税の、一番いっぱいお金が入ってきた。ところが今どうなってますか。やっぱり、そういう、その財源対策に対して力を入れてきちっとやっていけば、私は町民のお金の心配は払拭できる。ここがひとつ、やっぱり町の中で悶々としてないで、やっぱり町民にも訴えろと。そして、そういう財源対策にも取り組むということをやってくれば、やっぱり只見町の、なんていったって町づくりの基本は住民意思が一体化することですから。この10年、本当におかしくなってしまった。町民意思がバラバラになってしまった。だから、同じようなところをこう、グルグルグルグル、グルグル回りしている。まあ、そうは言ってもですよ、菅家町長の町政が悪いと言ってるんじゃない。菅家町政は地味ではあるが、やっぱり堅実な行政をやっておられる。私はそういうふうに評価しております。評価はしておりますけれども、なんと言ってもその基本は役場ですから。行政の基本は役場。この役場っていうものをちゃんと造る。これがどうしても大事なんですよ。町長、どうなんですか。やっぱり道の駅とか、あるいは湯ら里とか、そういうものもいろいろ抱えているこ

とはわかります。わかりますが、10年経ってもまだ何にも手がかからない。という状態で、このまま、またダラダラダラダラいくということは、もう限界ですよ。これは。答弁お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 10年・10年という言い方をされておりますが、実質、その前段のほうにつきましては、結果的には庁舎に至らなかったということで、私が4年前ですか、その立候補させていただいた中で暫定移転という形を選択させていただいて、町民の理解を得たというふうに私は思っております。そういった中で何をやはり優先するのかということは、行政を進めていく中で決定しなきゃならないというふうに私は思っております。そういった中で環境が大きく変わるということを、これについては只見町民の方も認識をされ、そこに期待されていると思います。それは絶対間に合わせて、それに対して取り組んでいくというのが行政としての責務というふうに私は考えております。ただ、そういった中で、住民の意思が一体化するということは非常に重要なことでございます。庁舎については、一旦、課題があつて計画が倒れたということもあります。で、こういった窓開けに向けた取り組みの中で、庁舎についても内部議論を重ねながら、方向を出しながら、暫定を解消していくということを進めてまいりたいというふうに私は考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 私は選挙の時に、役場はこのままにしておくべきではないと。だから、そうは言っても、たった今というわけにもいきません。そこでお尋ねしますが、私は八十里がやっぱり開通する時までが一つの目安だなと。その時までにはやっぱり役場はきちっとしておくべきだと。こういうふうに思ってます。そうすることによって、昨日も副議長から一般質問ありましたけれども、やっぱり只見らしい、やっぱり役場っていう庁舎は必要だと思いますよ。この必要な役場というものを、いつまでもこうやっておくわけにはいきませんから。この必要な役場を建てるには、一年や二年では建てることはできません。また振り出しに戻って、そしてどういう建物にするのかと。木材にするのか。あるいは鉄筋コンクリートにするのか。鉄骨にするのか。あるいはその設置したもので造っていくのかと。そういう検討に大体一年ぐらひはかかってしまう。さらにはまた審議会にもかけなければならない。そういう手順を取っていくと、これを建設するまでだって相当な時間がかかります。だからそれを、

あなたが今言わなければ、始めなければ、これはあなたの任期のうちに何もやらないということになってしまいます。まあ、そういう庁舎の管理の責任というのは、行政庁舎の管理というのは町長にしかないんですから。だから町長が責任を持って決断をされる。これがなければ全然前に進みませんよ。やる・やるの話だけでは。やる・やるの話は、もう皆さん、よっぱら聞いてます。だから、具体的に、具体的に一步スタートするのか・しないのか。それが問題だと思います。だから町長には必ずスタートしてもらいたい。それをお願いしたいと思います。

それからもう一つ。これは今町には、基金を1回積まれたと思いますが、そういう財源というのはどのぐらい残っているんですか。この財源、まったく何もなくて、拳骨では建てるわけにはいきませんから。そういう財政的なものがあるのかどうか。これをお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 役場そのものは、現在、分散ということにつきましては、組織の効率化や、それから職員の横の連絡、それから人材育成等の中ではベストではないというふうに私は思っておりますので、庁舎は整備しなきゃならないというふうに思っております。それにつきましては、手順があるというふうに私は思っておりますので、考え方をきちんと議会のほうにも示して、議会の理解が得られなければ前身はしません。ですから、道の駅の中に、今も申し上げましたように、元の1039番地は含まれておりますので、そういったところの全体計画を示しながら、議員の皆さんの理解を得て、道の駅も進める、役場も進めるという形は持っていきたいというふうに思っております。で、財源の問題につきましては、来週以降、決算委員会にも出てまいります。元年度の予算運営の中で、5億円は元の基金に返したという形にしてありますので、そういった形で将来を見通した財源措置につきましては、JR只見線につきましてもそうです。2億円を積んで、この後の負担に対応できるような、そういった形で行政が円滑に、大きなことがあっても対応できるようなやり方を組んでいくのが行政側の責任でもありますので、そういったところはきちんと整理をさせていただいて、物を建築する、建てるとかということにつきましては事業費なり、その財源内訳もきちんと説明をしながら、実施するのが行政の本来の仕事だと思っておりますので、そこは的確にやってまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 町長、あなたの任期の中で、あなたの任期の中でこれをおやりになっ

ていただきたい。そのためにはスタートをしなければなりません。いつスタートされますか。そのことが問題だと。このままズルズルズルズルいってしまって、ということは許されない。私はやる意思があります。という話だけでは、これはもう、まったく、庁舎の管理者として責任が問われると思います。だから、いつを目途にしてやられるのか。私は八十里が開通する時を目途にするのが一番良いと。私の個人的な考えも申し上げましたが、あなたはこの点について、どういうふうにお考えなのか。お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 私の任期はあと数ヶ月です。ただ、今進めようとして動かすといえますか、説明をしてまいりました事業を取り組むために、もう1期やりたいということで立候補を表明させていただいております。そういった中ですので、私、庁舎のこと一つだけでは行政ではないというふうに思っていますので、やはり、町全体の中での事業の中で、庁舎についても考えていくというふうなことはご理解いただきたいと思ひますし、その新たな道の駅とか、いろんな事業計画の中で、全体像を示せというお話もご質問の中で随分出ております。そういったものにつきましても明確に出していきたいというふうに思ひます。いずれ、ただ、その中で、今すぐ、何年にやるということは不可能ですが、できるだけ全ての事業を早め早めに対応していければ年次は近くなりますし、なかなか意見調整ができなければ遅くなる。これはどうしようもない。事業をやる場合は当然そうなります。ただ、私としては計画を丁寧に説明しながら、できるだけ早く事業が進むようにご理解を得ながら対応していきたいというふうに考えておりますので、やらないということではありません。そこまで含めながら計画を進めたいというふうにご理解をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 町長選挙が間近に迫っておりますから、町長にそれ以上のことを申し上げても、なかなかきちっとしたことは言えないのかなという事はわかりますが、しかしこの行政庁舎を造るという方針ははっきり明言されました。そしてこれも、いろんな中で総合的に考えて検討を進めていくということも言われましたから、まあ、そういう方向でひとつ、是非ともこれ、実現するように考えていかなければならないと思ひますが、町長、これ、実現する方向で考えられるんでしょう。まあ、選挙がありますから、選挙で別な人が当選されれば、これはまた、あなたのご意見をお伺いしても、結局それは何もならないことになってしまひますが、今の町長、町政はあなたの町政ですから、あなたが責任持って、その点だ

けお答えいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 現在、町長の立場としては、説明を申し上げたとおり事業を進めたいというふうに考えております。それで、あとは町民の付託によって、またこの席に立つか、そうでないかは、その判断に従いながら私は行政を執行してまいりたいというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 道の駅が優先だっている、町長のお考えのようですが、しかし、道の駅というものは会津で黒字を出している道の駅ってあまりないんですよ。そういうこともお考えになって、そしてやっぱり庁舎というものは本当に、先ほどから何回も申し上げております。これは町長にしかできない専権事項なんです。だから、町長が責任を持ってこの問題に、ちゃんと、どうするんだという方針を町長に出していただければ、あとは誰も出せない。そういう問題ですから、責任ある立場で町長はこの問題を進めるということだけ一言聞かせていただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 私は何度も申し上げております。私が思っている計画の中で、庁舎も含めて取り組んでいくというお話をしておりますので、庁舎やらないという表現は一切しておりません。庁舎は必要だという認識に立って事業を進めていくというふうに私は考えておりますので、その点をご理解をいただきたいと思います。ただ、進める中で、一番の課題は議会の皆さんともよく意思疎通を図りながらご理解をいただくというのは大前提になりますので、そこはきちんと説明をしながらやっていきたいという考え方でございます。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 役場が必要でないなんていう議員は一人もいないと思います。仮庁舎でこのままで良いと思う、なんていう議員も一人もおらないと思う。それは法律に違反するからです。まあ、ここのその初歩的な原則というものはちゃんときちっとわきまえていただきたい。あとは、財源対策ができ、そして八十里が開くときに、只見の役場、どこにあんだ、なんていうようなことのないように、ひとつやっていただきたいというふうに思います。最後にもう一言お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） そのように努力してまいります。

○議長（大塚純一郎君） はい。（指名）

○9番（三瓶良一君） それでは、町長の言葉を信用して、これで終わらせていただきます。

○議長（大塚純一郎君） これで、9番、三瓶良一君の一般質問は終了しました。

昼食のため、暫時、休議いたします。

午後の再開時間は1時ちょうどといたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（大塚純一郎君） それでは、午前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

8番、山岸国夫君の一般質問を許可します。

8番、山岸国夫君。

〔8番 山岸国夫君 登壇〕

○8番（山岸国夫君） 通告に基づきまして一般質問をいたします。

質問事項は1点です。難聴者への補聴器購入の補助についてであります。平成31年3月会議一般質問において、難聴者への補聴器購入補助を提案しました。そこで、その後の経過も含めて、次の点について伺います。

一つ、身体障がい者手帳を持っていない場合の難聴者への補聴器購入補助については、実態調査等踏まえて検討していきたいとの答弁でありました。実態調査の結果と今後の町の対応について伺います。

二つ目、難聴者が身体障がい者手帳を取得できることの町民への周知徹底について、どのように行われてきたかを伺います。

3点目、身体障がい者手帳を持っている方の補聴器購入補助制度の活用状況はどのようになっているのかを伺います。

以上であります。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 8番、山岸国夫議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の身体障がい者手帳を持っていない場合の難聴者への補聴器購入補助についてであります。難聴の程度は音の強さを示すデシベルという単位で表し、聴力レベルが30デシベル以上を軽度難聴、50デシベル以上を中度難聴、70デシベル以上を高度難聴とされており、高度難聴から身体障がい者手帳が交付されます。介護保険の認定調査を行う際の調査項目データから見ますと、只見町で認定申請をされた方の29.2パーセントがやっと聞こえる、18.5パーセントが大声が聞こえる、0.6パーセントがほとんど聞こえないとなっています。難聴の程度は測定器により検査するものであり、介護保険の調査項目は、調査員が調査を行う会話から判断していることから、一概に結びつけることは難しい面もありますが、約半数程度の方が聞こえにくい状況にあると判断をしております。補聴器の購入補助については、難聴の程度を判断するうえで数値的な基準も必要と考えておりますので、こういったデータを参考にしながら、なお検討してまいりたいと考えております。

2点目の難聴者が身体障がい者手帳を取得できることの町民への周知についてであります。地域包括支援センターや在宅介護支援センターの職員や保健師による訪問活動の際に、聞こえにくい方がいらっしゃる場合には障がい福祉担当と連携し、受診を勧奨しております。

3点目の身体障がい者手帳を持っている方の補聴器購入補助制度の活用状況についてであります。現在、聴覚障がいをお持ちの方が14名で、そのうち7名の方が補助制度を利用されております。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） それでは再質問させていただきます。

大きく3点についての回答ありましたけれども、1点目のところでの、介護保険の認定調査の際のデータ示されましたけれども、これは期間、どのぐらいの期間の範囲なのか。人数どのぐらいなのかを1点目。

2点目は、どのぐらいの方にこういう受診の勧奨を行われたのか。数がわかれば示していただきたいと思います。

3点目の、聴覚障がい14名で、7名が補助制度利用されていると。で、利用されていない方の理由がわかれば示していただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 今、3点、4点ほどですか、ご質問いただきました。

まず1点目の、介護調査、認定調査の期間と人数でございますが、期間については平成30年10月1日から令和元年の9月30までですから、1年間でございます。人数については325名の認定調査を行ったデータになっております。

2点目の勧奨の人数、受診勧奨の人数ですが、そこはちょっと今、把握してございません。申し訳ありません。

3点目、補聴器の購入補助制度、利用されていない理由ということですが、一概には言えませんが、補聴器を利用されてもあまり効果がないというような方がいらっしゃるということを知っているところでございます。補聴器、様々なものもありますし、その個々の状態にもよります、補聴器を導入したからといって、すぐ効果が現れるというものでもないところがなかなかあの、難しいところかなというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 先ほどの答弁で、町長答弁で、難聴の程度を判断するうえで数値的な基準も必要と考えておりますと。この中身について、もう少し詳しく答弁をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 補助を行っていく場合にあたりまして、じゃあ、どの程度の方からそういった補助をするのかというようなところで、そういった医師の診断による数値化というか、程度の判断をさせていただきながら、補助を行う場合にはそういった判断が必要になるかなということで答弁をさせていただいていることをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） そうしますと、当然、医師の判断があつて、どのぐらい、高度の場合は身体障がい者手帳で、これは身体障がいのほうでの支給対象になるわけですけども、いわゆる軽度・中度の場合のところの見極めだと思うんですが、これはあれですか。そうしますと、医師の診断が中度・軽度だということが示されれば、そういう点では、検討するということなんですけど、補助の制度を考えていく検討なのか。その辺について、答弁をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（増田栄助君）　そういったことを踏まえまして、検討をさせていただきたいというふうに考えております。
- 議長（大塚純一郎君）　８番、山岸国夫君。
- ８番（山岸国夫君）　ちょっと曖昧なんで。ちゃんと補助をすることを前提にした検討なのかどうなのか。そこは町長、その検討の中身をお聞かせいただきたいと思います。どういうふうに検討するのか。
- 議長（大塚純一郎君）　菅家町長。
- 町長（菅家三雄君）　担当の、といいますか、現場のほうのお話を聞くと、この難聴の程度というの、扱いが非常に難しいというのと、機器の価格が非常に統一されていないという課題もあるということで、補助をする場合、どういう手法がいいのか。それから対象も、中度・軽度も入れたら、というそここのところの補助のあり方について、現場のほうで非常に悩んでいるということ、ある程度、補助を、補助率を上げることによって、逆に高い器具を購入することに結びつくようなこともできないということもあります。そういったことも踏まえながら、現場のほうで、実際の難聴者の方のご意見を聞きながら、この後、対応していくほかないかなというふうに考えております。
- 議長（大塚純一郎君）　８番、山岸国夫君。
- ８番（山岸国夫君）　これで、ずっと議論されていて、この加齢性難聴、いわゆる歳を重ねるごとに、高齢になるほど難聴の率が高いというふうな全体の議論だったと思うんですが、しかるにあの、児童で、この中程度、中度・軽度。これらの難聴者、今いらっしゃるんですか。町内で。
- 議長（大塚純一郎君）　保健福祉課長。
- 保健福祉課長（増田栄助君）　その中度・軽度の方については、ちょっと今、把握してございません。
- 議長（大塚純一郎君）　８番、山岸国夫君。
- ８番（山岸国夫君）　そうすると、児童では把握してない。保健福祉課ではしてないと。教育委員会のほうでは、これ掌握してますか。
- 議長（大塚純一郎君）　教育次長。
- 教育次長（馬場一義君）　教育委員会におきましても、内容については把握してございません。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） それではですね、厚生労働省がヒアリンググループ。これの普及促進の取り組みについてというのが示されていると思うんですが、この中では平成30年の11月に関係省庁連絡会議が設置されて、自治体における取組への支援ということで、平成31年度、これ予算でしたけれども、地域生活支援促進事業障がい者ICTサポート総合推進事業において、貸し出し用のヒアリンググループを整備する取組み等を補助の対象にというような方向性があるんですが、これらについても認識と検討した経過というのはございますでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 事業については、ちょっとあの、詳しくは私、認識してございませんが、あることは伺っておりました。で、詳細な検討については、今、検討していないというところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） このヒアリンググループというのは、いわゆる、例えばこの議場であれば、議場の周りにずっとこの線を張って、で、専用のマイクを使って、専用の機器を使えば、人の声だけ、明確に聞こえるというような装置です。大きな劇場だとか、長野の議場ではこれが活用されているそうです。固定用と携帯用と2種類ありますが、それぞれ、音楽なども含めて雑音もなしで明瞭に、その補聴器によって、これ、補聴器ないとだめですけれども、聞こえるという装置でありますけれども、これはこういう形で国のほうでも推奨している。というのは、国もですね、この難聴対策について検討も始められております。で、一番大きな国の会派の中でも、この難聴対策の議員連盟が結成されて、その取り組みについても今進められていますし、麻生大臣も国会の中での答弁でも、こういう対応策は必要だというような答弁もなされております。そういう点で、この町のですね、高齢者福祉政策。只見町の高齢者福祉計画、第七期介護保険事業計画の平成30年度から平成32年度、令和2年度までの3年間の計画書。これの中でも補聴器の問題には触れてませんが、高齢者が今後の高齢者施策にあたっては、高齢者の生活状況を踏まえたうえで、いつまでも元気な高齢者が増えるよう、総合的な支援の構築により、一層取り組むことが重要だというふうに、これ述べてます。またですね、高齢者の生活機能の部分についても、生活機能分析結果も踏まえたうえで、健康寿命の延伸を目指す高齢者施策の方向性は、身体的な機能の低下防止と同様に、

若しくはそれ以上に認知症予防、心の健康増進、地域や社会への関心や参加意欲の向上は極めて重要な課題であるという、住民、地域、関係機関、行政の共通認識が必要と考えられる。町全体で総合的な高齢者の支援を重点的に取り組むことが重要だというふうに述べられています。こういう点では、方向性としては、やはり高齢者がいきいきとこの只見で生きていけると。これは福祉法にも基づいた流れだというふうに思いますけれども、この流れの一環として、この補聴器の購入というのは是非、促進というのは考えていく必要があるんじゃないかというふうに私は思います。ちなみに、先ほど1番目のその、この一年間の介護保険の調査認定の中での、この、やっとな聞こえる、大声が聞こえるなど、調査が、これは認定の範囲の中での325名の中身でありましたけれども、この今、難聴の問題での研究も、今、難聴の日本協会、それから大学の先生などでも研究が進められていて、そういう中でもこの国際医療福祉大学の教授の著書の中では、やはり70歳では34パーセント。で、80歳代になると65パーセントの人が難聴になると言われているというふうに言われています。で、その原因は動脈硬化による血流障害やストレス、睡眠不足なども挙げられております。同時に、難聴になりますと会話が少なくなり、介護出席や外出の機会が減り、コミュニケーション障害が起こるとされております。さらに、認知機能の低下が正常聴力の人より32パーセントから41パーセントの悪化見られるとしているという報告がなされております。そういう点では先ほども言いましたように、町の第七期介護保険事業計画の方向でも示されている。で、この研究者の報告にも示されている中身からいっても、方向性は一致していると思うんですね。問題は、その諸外国と比べて、何故、日本の補聴器の購入が進まないのか。諸外国と比べて、約3分の1程度に、普及になっているというふうに、この補聴器の工業会の調査では出ているようでありましてけれども、それはやはり補聴器が高額なため、金額が高い。15万とか、30万とか、ということで、なかなか手が出ないというのがやっぱり日本の、この耳の聴こえない方への補助。ここのあり方が問われている中身がここに表れているというのが大体、補聴器のこういう工業学会や、それからまた大学の講師、そして国際的なそういう難聴の調査。で、日本の置かれている状況調べた大学教授の文献の中でも、そのことが指摘されております。日本の自治体の中でも、既に20いくつ、この補助制度している自治体があります。で、これは難聴のところでもそうですけれども、また同時にですね、先ほどその、児童の難聴者への状況、どうかということ聞きました。これは全国的には中程度の難聴者への自治体独自の補助制度。これもつくっているところあるというのが全国的にありますので、

あえて質問させていただきました。これはなければいいんですが、こういうやはり、この認知症の予防、そして、いきいきと過ごしていくという点からも、やはりどうしてもこの金額が高くて購入できない。そこに補助をして、一助にしていこうというのがやはり、行政の役目だというふうに思います。先ほどの、当然その、補助するには、これは基準が必要であります。多くのこの実行している自治体の中では、当然この、専門の医者の診断書添えて、で、それに応じて、高度難聴の場合は、これは身体障がい者法適用になりますから、これは別にして、中度・高度。これは必要だという医師の診断書を添えて補助するというような中身があります。全国の大體、(聴き取り不能)だと20いくつあります中では、それぞれ自治体によって、財政力によっても様々な支援が講じられております。一番多いところで4万円助成。それから3万5,000円とか、あとは所得制限設けるところ、設けないところ。で、現物支給するところなど、様々でありますけれども、問題はやっぱり、こういう補助をして、そして高齢難聴であれば、加齢性難聴であれば、楽しく話もして、いきいきと老後が過ごせる、そういう状況をこの補助制度によってつくっていくことが大事だというふうに思います。そういう点では先ほどの難聴の程度判断するうえでの標準化とか、これはもう、中程度。これは医者の診断を持ってくれば良いですよというふうになれば可能なわけで、問題はあとは予算措置を町がするかどうかというところだと思うんですが、町長はその判断はいかがでしょうか。再度伺います。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 先ほど、私も答弁をさせていただきましたが、現場でそういった課題について今議論をしております。で、そういった中で、この一番最初の答弁の中でも、いろんな形で検討をしてみたいというふうに考えておりますと答弁をさせていただいております。そういったことで、現場サイドで議論を重ねておりますので、そういった結果を待ちながら私は判断してみたいというふうに思っております。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 保健福祉課のほうで検討させていただいているところでございます。先ほど、山岸議員のほうからもありましたように、値段のほうがいろいろ、数万円から、言われたように30万・40万、ひよっとすると50万というようなものもあるというふうに聞いてございます。そういった中で、また有効性、その補聴器をつけることによって効果があると、聴こえるようになるというところも非常に重要になってきます。なるべく

あの、そういったものを活用していただいて、本当にあの、付けて良かったなというふうになっていただきたいなというところがございますので、補助については検討させていただきながら、逆にあの、町のほうでそういった補助を設けることによって、大きな出費が促進されるようなことにもなって、町も困るような部分もございますので、そういったところを検討しながら、課題と考えていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 先ほども言いましたように、これ、大学の教授でね、難聴について、国際的な点も含めて研究されている方がいらっしゃるんですが、これ、慶応大学の耳鼻咽喉科の教授ですけども、やはりこの、ただつければいいという問題じゃないんだと。同時に、やっぱり専門の医者。その後もやっぱり専門の人に、補聴器のこの、いわゆる自分の耳で補聴器に慣れていくという、そのリハビリが必要なんだという点も指摘されております。そういう点では、まだまだ、この補聴器の内容。それからこの使用方法なども含めて、その認知度がね、まだ、やっぱり日本の場合には遅れているというのが国際的なこの統計の中でも示されているというのが、この方の様々な角度からの分析しております。で、認知症にもやっぱりなりやすいというのも、その国際的な、25年ぐらいの追跡調査、中身を含めた報告も、去年あたり、学会で報告されたそうです。そういうやはり、到達点に立ってね、福祉課のほうで検討されているということでしたので、やはりあの、まだまだ、その補聴器に対する理解の不十分さもあると思うんですね。そういう点ではやはりこの、健康で、只見で過ごしていくと。そういう角度から、そのためのやっぱり支援対策を早く取っていくということが大事なんで、さっき、町長は、現場で十分議論しているということなんで、この現場のほうも、前向きに是非、検討していただきたいと思うんですが、たしかに金額は、全額補助すれば、30万とかね、50万とか、高い物もあります。で、やはり、そこまではなかなかいかないと思いますけれども、全国的には先ほど言いましたように、大体、3万5,000円から4万を補助していると。軽度・中度の方へですね。それと同時に、この間のこの中ではやはり補聴器、医者の診断があって、補聴器購入した場合は、医療費控除の対象にもなっているというのは、これ、最近、制度できたそうでありますけれども、そういう活用もするとかね、みんなやはり、必要な人が必要な手立てを受けるところで議論も積み重ねていただきたいし、それから先ほど言ったこのヒアリンググループ。これについても、集会所だとか、い

ろんなところでね、活用があると思うんで、是非ともこの国の助成制度も、まだ、引き続いてやられているのかどうか、ちょっとわかりませんが、そういうのを積極的に是非活用はお願いしたいと思うんですが、再度、答弁をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 議員おっしゃられるように、やはり耳が聴こえないということで、外に出なくなったり、そういったことでやはり介護になりやすい。あと認知症になりやすいというような報告も伺っておりますので、そういったことをやっぱり防止していくためにも、なるべくそういった補聴器等の補助によって、有効な施策が取れるということであれば検討してまいりたいと思います。

またあの、ヒアリンググループにつきましては、ちょっと私も認識不足しておりましたので、尚、研究をさせていただいて、調査をさせていただきたいというふうに考えております。よろしくをお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） もう1点は、耳が遠い場合、この間、防災無線、全戸にデジタルで設置されました。しかし、その音が、耳が遠いと聴こえないという場合も有り得ます。これから台風の状況どうなるかもわかりません。水害対応も出てくるとは思いますけれども、ないほうが良いんですが、ないことには越したことはありませんが、そういう場合のやはり、今後の対応としては検討必要かなという点含めて、やはりこの補聴器というのがやっぱり必要かなというふうにも感じておりますので、そういう点も考慮に入れて、是非、検討は進めさせていただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） そういった点も踏まえまして、検討させていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） じゃあ、十分検討されて、早期に実現できるように要請して、私の質問を終わります。

○議長（大塚純一郎君） これで、8番、山岸国夫君の一般質問は終了しました。

続いて、7番、中野大徳君の一般質問を許可します。

7番、中野大徳君。

〔7番 中野大徳君 登壇〕

○7番（中野大徳君） 通告に基づきまして一般質問をいたします。

私の質問は1点であります。

只見側流域の洪水対策についてであります。質問の要旨。只見川は平成23年の福島・新潟豪雨において、只見川流域町村に甚大な被害をもたらしました。当時50年に一度と言われた豪雨は気候変動が予想以上に進行していると考えます。本年を見れば、九州地方球磨川の氾濫、その後の山形県最上川の氾濫、線状降水帯が日本列島のどこに停滞するかにより伊南川や只見川がいつ氾濫するのか予想し難い状況にあると考えております。

そこで、次の2点についてお伺いします。

現在、只見川においては河川改修が進められております。八木沢地区には新たな堤防が設置され、また河川の拡幅工事や川の流れを良くするための工事等が行なわれております。迅速な対応を評価するところではありますが、更に只見地区常盤橋から叶津川の合流地点までの居住地域に堤防等を早急に整備するよう関係機関に要望すべきと思うが、町長の考えをお伺いします。

2番としまして、叶津地区の中ノ平橋付近においては叶津川が氾濫する際、一番最初に越水する場所であります。地形上、その越水した水は叶津の居住地に流れ込んでくる状況にあります。平成23年の福島・新潟豪雨の際に、叶津集会所、民家も流出した一つの原因と考えます。数年後に控えた国道289号八十里越開通に向けて、叶津川の河川改修についても早急な改良運動をすべきと考えますが、町長の考えをお伺いします。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 7番、中野大徳議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、只見川において常盤橋から叶津川合流地点までの居住地域に堤防等を早急に整備することについてのご質問です。まず只見川河川改修事業についてであります。只見川は平成23年新潟・福島豪雨により、本町や下流域に大きな被害をもたらしました。豪雨災を受けて福島県では平成27年に只見川河川整備計画を見直し、会津坂下町片門から本町伊南川合流点までの総延長80.5キロのうち施工延長14.3キロ、全24工区の整備計画を策定し対象工区の整備に着手しております。本町では蒲生川合流地点から伊南川合流地点

までの総延長5.3キロ、全4工区、蒲生・八木沢・新町・只見工区が計画区間となっております。町内における事業実施状況は、平成25年度から災害対策緊急事業により河川狭窄部の八木沢地区五礼橋右岸の拡幅工事と八木沢地区の築堤護岸工事が進められており、また今年度は只見工区において柴倉橋上流の中島掘削工事が急ピッチで行なわれております。ご質問の常盤橋から叶津川合流地点までの居住地域を含めた区間の堤防整備については新町・只見工区として、県において堤防計画の詳細設計が進められており、設計が完了次第に年内を目標に地元説明会を実施しながら事業を進める計画であります。今後も事業進捗を確認しながら要望をしてまいります。

次に叶津川の河川改修についてのご質問であります。ご質問にあるように叶津川に架かる国道289号中ノ平橋は叶津川の増水により越水し、国道の通行止めや農地等への浸水が発生している箇所であり、国道289号八十里越道路の全線開通にも影響があるものと認識しております。叶津集落からも入叶津道路計画に関連して河川砂防事業についての要望があり、県事業において叶津川及び支流の砂防事業を計画中であります。町といたしましても砂防事業の早期実施と合わせて、叶津川の河川改修についても八十里越開通に向けて早期に要望してまいりますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） それでは再質問をさせていただきます。

今年で災害から9年になりました。当時、災害直後、町民の皆様へということで、町から町民に呼びかけた文書を、広報誌だったと思います。その中に、本復旧に際しては、二度とこうした災害が起こらないよう、今回の災害の事実を直視し、将来に亘って安全・安心を確保するため、近隣町村とも協議し、その内容を強力に国・県等に要望していくと。どうかくじけないでくださいと、そういう文書、今でも覚えております。強力に運動していただいて、今の現材があるのかなというふうには認識はしております。

この中の、答弁書の中で、いわゆる新町・只見工区についてお伺いしますけれども、県において、現在、堤防の計画の詳細設計が進められておると。それが完了次第に年内を目標に地元説明会を実施するという答弁書でございますが、これ、この地元説明会は今日まで何回かあったと認識はしておりますが、何回ぐらいやられて、どのような要望が出ておったのか教えていただけますか。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 只見川の河川整備事業について、これまでの経過ということでお話しでございますが、只見地区においては以前から強力にこの改修事業は要望がありまして、県でも今般、新町、それから只見工区ですか、の詳細設計を今実施をしているところでございます、おそらくあの、間もなくというか、年内にはこれが完了しまして、地元へ卸せる状況になるのかなというふうに聞いております。これまであの、只見区等においても、説明会を実施をした経過はありますが、それは昨年以前の話でありまして、実は今年になって、実際にあの、説明会を持つための打ち合わせがもたれました。これは県の建設事務所。それから只見区の区長ほか役員の方。それから町と三者で打ち合わせをもって、今後の進め方等について地元説明会をいうようなことで打ち合わせをさせていただいたんですが、この新型コロナ過にあつて、人を集めることには、ちょっと今できない状態でないかと。よって、この設計等がもう少し進んで、もう少し具体的に説明ができる状況になってから説明会を実施しようというように今、延期されている状況でございます。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 今、コロナで全てのそういったのが遅れ気味なのかなという認識は持っておりますが、じゃあ、この詳細設計の中に地元からの要望が入っているかとか、そういったものは全然確認ができない状況ということではよろしいのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） これはあの、先ほども申し上げた昨年以前から、そういった地元の要望等は聞かせていただいておりますし、それを反映して、早急に今般、中島の掘削。これも工事が今急ピッチで進めている状況でありますし、この只見工区。これについても、本来であれば河川改修工事というのは下流からやるというのが原則、セオリーなんですけども、やはりあの、住宅が多い、こういったところから実施をしてほしいというような要望もあつて、県では今、設計を進めている状況でありますので、ご理解ください。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） そうすると、この認識としては、詳細設計を地元説明会、その中で確認していくと。そして、要望していく説明会であるということ認識しました。わかりました。

以前から、例えばあの、新町工区のところは排水ポンプですか、仕付けてほしいという地

元からの要望が強く出ていたなというような感じはしております。ただ、あそこを何年着工して、何センチ上げますという工事でなくて、そういった要望等もしっかりと入った工事になるものと期待しております。で、実際に、今年の夏ですか、福島民報に丸9年という記事が見られたと思いますが、そのタイトルが、命と生活どう守ると。新潟・福島豪雨、今日で9年ということのタイトルでした。で、その一番上の見出しが、住民に募る不安ということが出ておりました。その不安は、やっぱりもう、あの水害、当然、命拾いしたと、八木沢のある住民の記事でしたけども、常に、豪雨で流れてきた、まだ流木が、五礼橋に挟まっていると。それを見る度に思い出してしまう。また水害が起きてしまったら、もう、どうしたらよいか、常に不安を感じるという記事でした。今、全国で想定を超える規模の自然災害が相次いで発生しております。この記事の中に、河川改修事業は完成まであと30年という記事でありました。30年と長く、この間に大規模水害が起きる可能性は十分にあるという記事であります。これ、その後ろにですね、只見町の担当者は、河川水位など、避難に必要な情報の迅速な周知体制の模索や住民の防災意識の高揚などを、より一層進めなければならないと危機感を口にすると。只見町の担当者は、ということでしたが、実際に、具体的に、具体的に、防災訓練もありましたけども、どのようなことをなさってきたでしょうか。教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 住民避難の関係のご質問だと考えております。

あの23年災から、以降ですね、県のほうでも河川の水量等のデータ化ということで、河川水位情報など、たぶん、皆様もご覧になっているかと思いますが、スマートフォン等で確認できるような状況に現在なっております。そのデータを基にしまして、なるべくきめの細かな避難準備情報並びに避難情報等を発信するように防災担当課としては心掛けております。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） まあ、自然災害ですから、これは本当に、また、いつ起こるかわからない状態でありますけども、その水害の後、金山町、わが町においても、裁判という、あまりよろしくないような事態が発生しました。その、只見町は和解という形になりましたけども、金山町は控訴はしませんでした。その判決、3月26日にその判決。で、これも新聞の記事ではありますが、判決は全国の発電用ダムの管理のあり方に影響を及ぼす可能性があるという記事で判決内容が出ておりました。只見川の氾濫は、当然、伊南川の氾濫も当然、

合流しますから一緒になります。それから下にいっては叶津川も合流します。蒲生川も合流します。そして、只見川の上にあるのは、その巨大なダムで、その放流がさらに一番大きな影響を及ぼした。これからもその可能性は十分にあると私は思っております。昨年の台風19号の影響、全国的に甚大な被害をもたらしましたが、その影響を受けて、首相官邸のホームページからダム設置者管理者に通達が出されました。12月。その内容の情報はご存知でしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 今ほどのご質問でございますが、報道等によりまして、その事実は承知はしております。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 今まで田子倉ダムのような、要するに利水ダムは、その去年の台風19号の影響を大きく受けまして、利水ダムとしての機能も果たしてくれよと、国から設置者に通達されたものと認識しております。23年の後、只見町は田子倉ダムと紳士協定といえますか、降雨時には、雨の降る時期には、10月10日までらしいですけども、水位を自主的に下げておく処置をとっております。平常時より3メートル。今年とか去年に限っては渇水状況にあるために、それ以上、水位は低くなっていると認識はしておりますが、この通達によれば、そういう、要するに、河川業者と約束をしてくださいと、約束をなさいよという通達であると思われまます。その通達の進捗状況といえますか、今、国と電発さんは協議中なのかなというふうに予測はしておりますが、その通達の期限はもう過ぎておると。で、これは町はいち早く情報を得て、町民に周知すべきというふうに考えています。この、今協議中ということでありましようが、今この世の中、何でもコロナのため、コロナのため、こういった災害、それから命に係わる問題は、今、リモート会議とかやられているわけですから、この期限が国の通達を過ぎても何の情報も町に入っていないということは、私はちょっとおかしいんじゃないかなと考えておりますが、その辺の見解をお聞かせください。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 今ほどのご質問であります。議員お質しのとおり、国で、この洪水調整機能の強化に向けた基本方針というような報道の中では5月ぐらいまでにある程度の方向性を河川管理者並びにダム管理者のほうで協議をしてくださいよというような内容であります。その内容につきましても、やはりあの、今ほど議員申し上げられましたとお

り、コロナ過の影響も間違いなくあると思いますが、町には今のところ、河川管理者とダム管理者のほうで協議された内容は入っておりません。それで、ダム管理者であります電源開発さんのほうにも、今後なるべく早く協議が完了した場合はですね、連絡いただきたい旨を、連絡というか、したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） これ、全国のダム設置者に指示された通達であると思います。で、今回の九州の球磨川には大被害ありました。あそこは昔から氾濫しやすいから治水ダムを設置してほしいという住民運動があったとニュースでやっておりました。今回、さらにその運動が盛り上がると、再燃するという記事を見ました。何故その時できなかったのか。その時はコンクリートから人へということもありましたでしょうし、できなかった。そして、ああいふ氾濫が起きてしまったという記事でした。

あとは、ちょっと余談の話しますけども、山形の銀山温泉行かれたことがあると思うんですが、あれは本当、川沿いに、大正ロマンというか、僕もあそこ行った時に、これ、よく洪水から今まで大丈夫だったなと思ってある人に聞いた時には、いや、実は洪水あったんだよと。でも、元の姿を復元してやってきたんだよと。その時に、上流に治水ダムを設置してもらって、そしてここを守ってるんだというお話もいただきました。やっぱり川沿いに建つところ、只見よりも大変な中山間地域で、こういったところを守っていくのは、やっぱりその、ある程度の構造物に守っていただくしかないのかなというふうに自分も考えました。

今回、23年災害が、例えばゲートをフリーフローにして、きた分を流れ出すとはいいいますけども、今度、この通達をしっかりと守ってもらって、今、10年経ちますけども、この10年というのは、そういった予測機能も10年間の間には発達してきております。何時頃、只見町が線状降水帯、どのぐらい停滞するのか。それによっては、ある程度、予測もできるような時代になってきたと考えますので、どうかこの通達をしっかりと設置業者に町のほうから、町と協力して、ダムはこの只見川連鎖しておりますので、協力体制をもって、この流域をしっかりと守っていただきたいなど。10年目の新聞を見たものですから、このような質問をしました。

それから叶津川につきましては、いつも僕はそう思っていましたし、町も同じ認識でいらっしゃって、ありがとうございます。289号全線、数年後に開通。これは少しの大雨が出ると工事車両さえ、あそこに行けないような状況に今なっております。で、遅れも許され

ない状況ですので、まず現場へ行く道、国道を、県のほうにお話した時には開通の後だよと言われたこともあります。今から強い、というか、強硬な町からの運動をしていただきたいなど、そのように町長をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 大変申し訳ございませんが、先ほどの国との指導に基づく協定は、広域か町か、どちらかだったと思いますが、既に結ばれていると私は理解しております。それは国と事業者と、それから事業者はダムの設置者です。それと国と県と、それから広域圏か町村だったか、その辺がちょっと、この後、その協定書を確認させていただきたいと思いますが、ダムの、9年前のことから、そういったもの、そしてただ、内容的には、現在、只見町の場合は電源開発と結んでいる内容とほぼ同じという考え方になろうかなというふうに見て取れましたが、ですから只見町の場合は二重になっているというふうに私は理解しております。ということは、たぶん、国の制度は事前放流のことだと思います。それで、事前放流に対して、事業者に対して、国は補助を出すという一つの方針を示された中の対応というふうに私は理解しておりましたので、尚、調査をさせていただいて、後程ご報告させていただきたいと思いますが、ご理解をいただきたいと思います。それでその他のことにつきましては要望してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 今、町長おっしゃったことであれば、私の勘違いでありましたので、よく調べていただいて、協定書なり、あるのであれば、見せていただきたいなど。私の認識では国からダム設置者に対する通達でありますので、ダム設置者と国の協定はわかるんですが、はたしてそういったものがあるのかどうか。今、あるとおっしゃいました。それでよろしいでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 私の認識では阿賀川水系での協定書というふうに理解をしておりますので、尚、それにつきましては、再度確認をさせていただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） それでは、それは確認していただくということをお願いします。

今、要するに、町民が心配しているのは、そういう話を聞いているというぐらいの、まだあれしかないんですよ。で、紳士協定で3メートル下げているんだと。大体3メートルを下

げると、どのぐらいの大雨で、どのぐらい耐えられるとか、そういった情報もまったく、我々にはわからない。ただ水位を3メートル下げたと。水位3メートル下げて、田子倉ダムが下げておいても、その先の奥只見が下げておかなければ、これはまったく無駄なことになるというか、昔聞いた話では、奥只見ダムは観光客すごいらっしゃる。水位が下がると景観が損なわれて、山肌が見えて、ということで水位を下げないような運動をしているという、一昔前、そんな情報も聞いて、それはないだろうと僕は思っておりましたが、ただ、その、今まで、国の指導も、それは設置者の自由というか、法での規制も何も、たぶんなかったと思いますけども、今度はそういった協定とか、あるということなので安心して、それを町民に周知すべきだなと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 今ほどのご質問であります、まずあの、町長申されました協定書の関係の話も含めて、ちょっとおさらいで、ちょっと説明をさせていただきたいと思います。

まずあの、23年災後であります、ダム管理者と河川管理者の中で協議会が行われまして、先ほど中野議員申されました只見川水系で奥只見ダムで水位を2メートル下げる。で、田子倉ダムにつきましては3メートル下げるといような取り組みを電源開発さんのほうで公表されておまして、現在もその形で運用がなされております。今日現在で10メートル近く、田子倉ダムでは標準水位より下がっていたといような感じがしておりました。

で、中野議員のご質問のありました、今年の台風19号、それだけでなく西日本豪雨も含まれていると思いますが、それらを踏まえまして、既存のダムの洪水調整機能の強化に向けて国のほうではダム管理者のほうに取り組んでくださいよといような通達がなされまして、それに基づいてダム管理者と河川管理者のほうで協議がなされているといような状況だと思います。それで、中野議員のご質問については、その今まで対応していた2メートル並びに3メートルの基準の更新とか、そういう分が決まってあるのかといようなご質問だと私、認識しておりましたので、それにつきましては、まだあの、河川管理者並びにダム管理者のほうから協議結果につきましては話を聞いておりませんので、なるべく早めに、決まった段階で町のほうにお教えいただくように連絡したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） あの被害を受けまして、この記事にもあるように、なかなか、大きな堤防できたから、これで安心だと。それからあそこを取ってもらって安心だわとか、なかなかこれ、町民の意識がそうになってないことに私気付きました、それが本当、人それぞれですから、そうなんです、例えば堤防ひとつをとっても、コンクリートを張ってある面積は本当に少なく、しかも河川から上げた土砂で固めて、あれがもしコンクリートの上まで水がくれば、サラサラ流れ落ちるような堤防なんです。残念ながら。ですから、裏に入ってしまう、例えばこういった地域は裏からの越水も大変多い地域であります。山から流れ出て、河川まで住宅地を通って行きつくまでに溢れてしまうと。川が溢れるために排水が困難になってオーバーフローしてしまうと。八木沢もそうです。この只見新町のあそのポンプを付けてくれと言っているところもそうだったと認識しております。越えてしまえば一緒ですけども。ですから、越えるまでの被害であれば、その大型ポンプで耐えられるのかなと。

会津の道の駅には、その被害に対するポンプ車、発電機が備えられております。会津で被害が発生した場合に、あそこから出動してということではあります、現実的には被害の時には、あそこから来るまでに、というか来る間も被害でしょうし、現実的には無理な話かなと思っております。あそこに備えられているようなものを、同じようなものを備えろということではなくて、せめて住民が、これぐらいだったら大丈夫だよと、安心できる排水設備が、堤防と一緒に建設できたらいかなと、そういうふうな意味で、それはこれから要望していくチャンスがあるというご回答でございましたので、住民説明会の折にそういった要望も出ると思いますから、よろしくお願ひしたいなと思います。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 答弁をお願いします。

農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 河川の改修計画につきましては、これはもう国の認可を受けて今事業を進めている状況でありまして、まずは河川流域内の水を、どうスムーズに流すかということが、この河川改修の大きな目的です。ご心配の住家側の内水の処理というのも非常に重要な部分です、それが抜けませんと何なりません。これも重々承知しております。ですので、今回のその計画の中に、そういった内水処理がどのように活かされて、今後の防災・減災というか、に繋がるのかという点については、町と県段階でも今話をしておるところでありますし、それは我々も住民の立場に立って要望して協議をしていきたいと思ひます

し、今後の住民の説明会でも、そういった話に耳を傾けて検討してまいりたいというふうに考えております。

○7番（中野大徳君） 以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（大塚純一郎君） これで、7番、中野大徳君の一般質問は終了しました。

続いて、10番、齋藤邦夫君の一般質問を許可します。

10番、齋藤邦夫君。

〔10番 齋藤邦夫君 登壇〕

○10番（齋藤邦夫君） 10番、齋藤邦夫です。

通告に基づきまして一般質問を行います。

菅家町政の重点課題の取り組みと実績等についてであります。

菅家町長は就任にあたり、公正な町政と将来を見通した対話型のまちづくりを政治姿勢として、これまでの経験と実績を活かし、町民が安心して豊かな生活を送れるよう全力を尽くす決意を述べられております。ついては、次の点についてお伺いいたします。

1として、対話型の町づくりを進めるにあたって、町民との対話の機会をどの程度持たれたか、町政報告会及び集落座談会等の年度別実施状況について。特に、地域づくりを重要課題とされている菅家町長は町民との対話から見えてくる集落や地域づくりの課題をどのように認識されているか、町長の考えを問うものでございます。

二つ目といたしまして、本町の重要課題に人口減少対策を挙げられております。数の問題を取り上げられ易いわけでありますけれども、しかし、地域社会を機能させていくためには、数だけでなく質的な人材の育成と確保が喫緊の課題でございます。町の公共施設においても医師を始め、保健師など専門職の確保が課題となっております。とりわけ、新型コロナウイルスの感染拡大で一過性の経済対策に止まらず、長期的な視点から専門職等の人材確保が急務であると、町長の考えを問うものでございます。

三つ目といたしまして、国道289号八十里越開通後の本町の受け入れ環境の整備は、本町の発展及び町民生活にも大きな影響を及ぼすものとする。3年後の開通を控えて大きな進展が見られない。その要因についてお伺いしたいと存じます。また、併せて、次の計画の進捗状況を問うものでございますが、一つとしては、道の駅整備計画について。二つ目には、交流施設の整備推進について。

四つ目でございますけれども、仮称・只見トンネルの建設は、第7次只見町振興計画に計上されている最重要課題でございます。国道機能を大幅に向上させると共に、只見駅をはじめ中心市街地整備を推進する上で町づくりに大きな影響を及ぼすものであり、それを踏まえた整備構想を持たなければなりません。ついては、この課題に対する町長の考えをお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 10番、齋藤邦夫議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、町民との対話の機会についてであります。平成28年12月に町長就任以来、平成29年度及び平成30年度には町政報告会を1回、町政座談会を3地区において1回ずつ実施をしております。令和元年度におきましては同様の実施のほか、希望される5集落において集落座談会を実施いたしました。令和2年度につきましては新型コロナウイルス感染症の影響により、町政報告会を7月に実施いたしましたが、町政座談会は残念ながら現在まで実施できておりません。町民の皆さんと対話する中で、集落の課題等については様々ご意見を頂戴しておりますが、やはり、担い手不足による集落機能の低下が最大の課題と認識をしております。集落機能を維持するため、若い世代、担い手世代を増やすための移住・定住対策の取組みや集落活動への参加を促す取組みなどに注力して取り組んでいきたいと考えております。

2点目の長期的な視点からの専門職の確保についてであります。齋藤議員お質しのとおり、専門職、特に医療系技術者の確保は急務であり、今現在も精一杯取り組んでおりますが、今後も将来を見据えて計画的に推進してまいる所存でございます。

3点目の国道289号八十里越開通後の受け入れ環境整備についてであります。八十里越開通を見据えた本町の受け入れ環境の整備につきましては、ハード・ソフト両面での対応が必要であります。八十里越の開通は新潟と福島をつなぐ新たな交通ルートの誕生であり、観光客をはじめとする人の流れの大きな変化が見込まれます。八十里越の沿線地域が単なる通過点になることなく、観光の目的地として選ばれるよう、三条市、南会津町、只見町の三市町において広域的な連携に取り組むこととし、民間の方をメンバーとする越後・南会津街道観光・地域づくり円卓会議を発足させました。八十里越を介した越後・南会津街道を一連の

広域観光地として構築し、交流人口の増加に資する広域観光施策の推進を図ってまいります。
また、ハード整備においては奥会津ただみの森キャンプ場のリニューアル、河井継之助記念館にあっては長年の課題であった駐車場整備を終えたところであり、着実に受け入れ環境の整備を進めているところであります。

ご質問の道の駅整備計画につきましては、只見町道の駅基本構想に基づき、現在、基本計画の策定に取り組んでおり、学識経験者・関係機関や一般町民にも参加いただき、只見町道の駅検討委員会を設置し、計画策定に必要な事項に対して意見をいただいているところであります。町の抱える様々な課題を踏まえ、町の特徴を活かした地域の核となる施設として整備していくため、検討委員会で協議を重ね、施設規模や施設概要、運営収支計画、実現に向けた今後の取り組み等を整理したうえ、基本計画として取りまとめを行っていく予定であります。

また、交流施設の整備推進につきましては、昨年の交流施設に係る調査特別委員会報告を踏まえ、経営安定化を見据えた施設更新・整備に取り組むべく、今年度その整備にかかる基本計画の策定を進めております。しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症拡大が観光産業に甚大な影響を及ぼしたことから、これまでのインバウンド需要の高まりを前提とした観光戦略の根本が揺らいでいる状況にあり、新しい生活様式への対応など新たな対策も必要となっております。新型コロナ禍による旅行形態の変化やワーケーションなど新しい旅行スタイルの対応、さらには同様の観光リスク発生への対策など、将来を見据えた整備方針、運営計画を検討してまいります。

4点目の仮称・只見トンネルの建設を踏まえた整備構想についてであります。町振興計画での最重要課題は、まずは長年の町の悲願である国道289号八十里越の早期開通であります。よって、現在の法線による整備推進と危険箇所解消がスムーズに進むよう努力することが今喫緊に求められていることであり、それを果たしたうえで仮称・只見トンネルの実現に向けて邁進していく所存であります。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） それでは再質問をさせていただきますが、この度の一般質問は菅家町政第1期目の総括という意味で、過去4年近くに亘る町長としての手ごたえをお尋ねしたいと、このような趣旨でございます。

1 番目の対話型のまちづくりを推進されると、菅家町長就任時の公約に私は大変期待しておりました。ただ今の答弁をお聞きいたしまして、令和2年は別といたしまして、29年・30年・31年の町政報告会あるいは座談会、部落の集会ですか、5回。このような町民との対話政策に十分であったかどうか、町長自身の自己評価をお願いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 今回の集落座談会等の実績につきまして、私が就任いたしまして、29年に入りまして7月に豪雨災害がございました。で、この年につきましては災害復旧、当面、まず春の作付けがいかにか、作付け以降ですか、どのように対応していくか。農地を中心とした災害対策が進んだ中で、集落座談会等については7月以降実施できなかったというのが残念に思います。そういった中で、回数が、実質4年のうち2年になってしまったということは残念でありませんが、そういったことについては、そういった自然災害等が一つの要因というふうに踏まえております。それで、ただ、少ない中でも集落座談会でのいろんなご意見については、町政に反映をさせていってきているというふうに理解もしておりますが、ただ、できるものとできないものと、これは明確にあります。そういったところを踏まえながら、政策を掲げていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） 大変な、私も議長として町長と3年半に亘りまして菅家町長の努力されている様子を一番間近に見てまいりました。そしてまた世話にもなってきましたが、菅家町長の重点課題として取り組んでこられた人口減少対策についてちょっとお尋ねしたいと思います。

まず日本全国の市町村の75パーセント以上が、総合計画においては少子高齢化対策を掲げておるとい状況でございます。経済界においては企業間の競争という言葉が盛んに使われてまいりました。今まさに自治体においては、地域創生、地域間競争の時代であります。地域が生き残りをかけて取り組んでいる、いわゆる人口減少対策でございますけれども、なんといいですか、今現在の対策で十分であるかどうかということは、町長自身ももっともという意欲を持っておられますけれども、その町の対策について、細かなことは別といたしまして、どうお考えになっているか一言お願いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 行政といたしまして、少子化対策の中でいろんな助成制度を創りなが

ら取り組んでまいった中で、この4年間の中で、企業が一時的に伸びてきたというのをものすごく喜んでおりましたが、残念ながら、このコロナの影響で、逆に一番の打撃を与え、その就労者の方は打撃を与える形に今なっております。ただ、せっかく伸びてきた、そういった企業とか、そういったものに、産業については、この後も丁寧にやっていく必要があると思いますし、そういった中で特に次に伸びてきたのが農業団体の農地の集約とか、そういったものの中で、朝日地区のほ場整備、それから只見・明和のほ場整備と繋がる中で、そういった農地の集約ということが伸びてきました。ただ、その農地につきましても、現在、夏秋トマト等につきましても、野菜については価格は安定しているようですが、米については不安がまだ材料として残っています。そういった中で、そのコロナの対策について、というのがこれからの大きな課題が生まれてしまったということについては、全体の認識だと思えますが、それをどのように解決していくかという、新たな課題が生まれてきたことについては、これから皆さんと一緒に議論をしていく必要があると思いますし、順調に見えてきた町内の経済やその他の発展が、ここで衰退しないよう、行政としてはできるだけの手助けをしていく必要があるというふうに認識をしております。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） ただ今、町長がおっしゃった政策については、まったくそのようなことであろうと私も思います。ただ、人口減少対策については、そういった施策をいろいろ工面してやってみても、なかなか特効薬というものは見出せないのではないのかと。ということは、いわゆる全国の自治体が、皆さん、本当に頭をひねっていろいろな政策を打ち出しておられるわけでございます。小さなことは別といたしまして、私はあの、これはまあ、私ごとになるわけですがけれども、なんとか只見に、専門職の募集のことでもありましたけれども、只見に来てほしいなと思って、いろいろ説得してみましたがけれども、やっぱり一生只見に住むということの決断がなかなかしてもらえなかったということがあるわけです。それはどういうことかと申しますと、住む家を造ってもらえる。多少、移住のための補助金をもらえる。そういうことでは本当に若い人が一生、只見を住処にするということは、なかなか説得できなかったということでございます。いわゆるその、只見が、先ほど、昨日ですか、話出ましたがけれども、優れた教育環境の町であるとか、あるいはまたユネスコエコパーク、東北で唯一、指定されている町であるとか、あるいは福島県でも福祉の高齢化の社会が進んでいる只見町でございます。医療・福祉の町づくりが進んでいるとか、そういった只見のまち

づくりに、そこに住む人間が誇りを持てるようなものであれば、私どもがこの町に住んでいて満足できるような町であれば、これは皆さん、ある程度、説得できるのではないかなというふうに感じたわけでありませう。

一昨年、総務委員会で長野県の辰野町に医療の関係で視察に行っていました。その病院では、医師とか看護師というものは特別、骨を折って募集する必要がないんだと。よくよく聞いてみると、県外からもそこに勤務する従業員にいろいろ情報をもらって、募集してないか、空きは出てこないかというような形で、結局、そこに勤務している職員が非常に誇りを持ったり満足しているという状況が大きな引き金になっているということであるわけですね。ということは、今ほど申し上げましたように、只見が、我々が、外に向かって良い町だよと言われるようなまちづくりをしていくことが一番大事であろうというわけでございます。そのことについて、町長のお考えを一言お願いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 考え方は齋藤議員がおっしゃるとおりだと思います。それで、私もそういういったところに目を向けて、できるだけ頑張りたいというふうに努力をしてみました。が、現実的にはその厳しさはございます。そこには、一つは若い人達については、自由な働き場といいますか、それと、よく聞くのが遊び場がないとかという話はいろんな形で若い人はあります。ただ、若い人の行動範囲は結構ありますので、その辺につきましては近隣のところで過ごされるということはあると思うんですが、やはり一番が克雪化というふうに考えております。ですから冬を楽しく過ごせるようなまちづくりがうまくできれば、若い人達も定住に前向きになるんでないかなというふうに考えておりますので、そういうところも併せながら、齋藤氏の言われましたように、そこに住む人が安心して生活できるんだよということを情報発信できるようなまちづくりに向けて取り組んでいく必要があるというふうに認識をしております。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） なんといいですか、通り一遍の当たり前の話を申し上げておりますので、皆さんに、賛同といいたいまいしょうか、ご理解いただけるような内容であろうかと思いますが、これを実際に実践していくというところに本当は大変な努力が必要であろうと私は思うわけでございます。そういう意味で、議会も当局も同じなんですけれども、そういうまちづくりを、やっぱりしていくと。それはどんな町にしたら良いのかというのは、やっぱ

りあの、個々の小さな事業については、そのまちづくりをするための一つの手立てであると、施策であると。その目標をまず、みんなで創っていくといいでしょうか、只見町の場合は、ただ今申し上げましたように、教育の面でも、自然の面でも、文化の面でも、あるいはまた医療・福祉の面でも、ちょっと手を差し伸べれば、近隣町村には負けない、あるいはまた全国でも指折りのまちづくりができるというふうには私は感じるわけでございます。それに取り組むにはなんととっても、町長をはじめ、町職員の皆さんが自信を持って取り組んでいただくということがまず第一歩であるというふうには私は考えるわけでございますので、その点についてはひとつ、積極的な行政に携わる皆さん方のご努力を期待するわけでございます。

続いて、時間の関係がございまして、次に進ませていただきますが、八十里越え開通後の受入れ環境整備についてでございます。これにつきましては、昨日から、皆さん、いろいろと質問されて、議論されておりましたので、非常にダブる面があるかと思えますけれども、なんととっても、その受け入れ態勢の中には、外から入ってくる人の気持ちになつての受入れ態勢。それを考えていく必要がある。只見町が交流人口、あるいは観光客をいっぱい入れて、そして人口減少対策の一助にしようというような考え方があるのであれば、やっぱり宿泊施設、あるいは食事をするところ、あるいは観光客がここで楽しめるような場所、売店など、そういったものを整備して、開通の暁には、只見にはこういうところがあると。ゆっくり楽しんで泊まっていけると。そういった受入れ態勢の整備をひとつ急いでいただきたいというふうには感じるわけでございます。この点について、一言あれば、町長からお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 289号の開通を見据えた形の取り組みの中で、まずあの、外から来る方の目でというご意見をいただきました。それで、そういった中で、まず道の駅を造らせていただいて情報発信はいいんですが、そこから道の駅を起点として、只見町内をどういうふうには周遊をしながら滞在していただくかと。そして泊まっていただくかということは誘導する必要があると思います。今議会の中でも議論になりました叶津番所の件につきましても、河井継之助記念館と併せて、峠という映画と併せながら、そういった活用もするののも一つだと思います。それと、昨年整備をいたしましたキャンプ場の件もございまして。それと、只見町はユネスコの関係でブナ等の話題が常にあります。それで、湯ら里につきましては用地を取得をしまして、宿泊しながら、若いブナ林ですが、そういったものを散策できるというも

のに取り組んだりしてまいりました。ただ、課題となっておりますのが、どうしても収容施設が旅館・民宿、後継者の問題から非常に少なくなっている中で、湯ら里につきましても旅行形態が相当変わってきております。ですから、従来は90人収容できるということになっておりますが、現実的にはコロナの影響で20から30という、多くて35・6というような今の環境が出ております。そういった中で、やはり経営改善は当然、併せて、それと収容能力も改善しない限りは、湯ら里は赤字がどんどん進んでいくという環境にありますので、そういったところの経営体質も見直していく必要があるというふうに考えております。そういった中で、あとは民間の施設についても、過去にはいろんな形で支援をしてまいりましたが、また新たな視点で後継者が育つものであれば考えていきたいという、そういったものを踏まえながら、観光と宿泊施設、そういったものを繋げながらもっていききたいということと、非常に只見町、明るい話題がねっかを中心にして出てます。そういったものについては、全国的に知名度が上がっている中ですので、滞在の中の一つとして、点として結び付けながらやっていく必要があるというふうに思っておりますので、そのほか今、小さな企業としても生まれつつありますので、そういったところも支援をしながら、うまく周遊できるような形の方策を考えながら、収容定数も増やす努力もしていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） まったく町長の考えと私も同じでありますけれども、ただあの、宿泊客をこの只見に留めなければ、滞留させなければ、この地域にメリットが出てこないということであろうと思うんです。一人の人が泊まれば、結局、2日間、この只見に滞在すると。当然、お金も落としていただけるし、いろいろな産業がそこから生まれてくると。食堂やら、飲み屋やら、あるいはまた物品の販売。いろいろ可能性が生まれてくるわけです。そうすることによって、新しい企業がそこに出てくるということを考えていかれると思うんです。ですから、民間の後継ぎができればということではなくて、先導的に公共施設に人を泊めて、しからば、前回の私、一般質問の中で申し上げましたけれども、やっぱり3年後には只見町に毎日100人の人を泊める目標で施設整備をするんだと。その次は5年後には200人にするんだということは、泊数の倍の人間が、連泊の場合は別ですけども、人数が、いわゆる定住人口とは違いますけれども、滞留人口として大きな只見に経済的恩恵を与えることができるということになるわけです。このままでいきますと、只見を周遊して、隣村に宿泊す

るということになってしまいます。それはまったく、通過をするお客さんと同じでございます。そして、そういうことのないように、計画的に、そしてやっぱり交流人口・滞留人口というものを計画的に町は計算して、目標を持って政策をつくっていくといいたいまいしょうか、執行していくという考え方が必要ではないかなと思いますので、ひとつその点について、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 考え方は齋藤議員のおっしゃるとおりでございます。そういった中で経済はまわしていく必要がありますし、それと、産業の中でU・Iターンを進める中で、外部から只見に来て、そこで企業を起こしていただく。このスタイル。近年、三島さん、それから昭和さんのほうで伸び始めてます。で、昔から、若松の次は柳津。柳津の次は三島ということで、そこまでは行ってもいいが、そこから奥はという、郡山・福島の方のご意見がございました。ただ、そこで留まらないで只見まで入っていただいて、若い人達が新しい、喫茶店でもそうです。いろんな形の企業に就いていただいたりして、只見町に定住していただくことも十分考えながら取り組んでいく必要があるというふうに思いますので、ご意見誠にありがとうございました。そのように取り組んでいく必要があると思います。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） そのように是非お願いしたいと思います。目標を持った、そういったお客の受入れをします。そのために、その準備をしていくという考え方をお願いしたいなと思います。

ちょっと昔の話になりますけれども、私が湯ら里を立ち上げたときに、山形県の白鷹町というところに行ってまいりました。あそこにも湯ら里と同じような温泉施設があるんです。松風荘ですかね。今年、白鷹町から、去年ですか、議会のほうで視察に来られましたけれども、あそこでは施設のほかに二つばかり、その部屋を貸して起業できる。いわゆるインターネットを使って東京の事務所と連絡を取りながら、そこで仕事をできる貸部屋であります。今から25年前ですから、本当に目の覚めるような話でありましたけれども、そういった取組みが今現実的に大きなその地域おこしに繋がっているということでございますので、昨日からいろいろな提案がございましたけれども、人を増やす手立てというものはどんなことになるかわかりませんが、是非積極的にそういった取組みを職員一丸となって取り組んでいただきたいなと思います。

それでは次に移りますけれども、ちょっとお聞きしたいんですが、仮称只見トンネルのことについて、答弁書の11ページの一番下段にありますけれども、仮称只見トンネルはほ場整備の当初計画に影響のないように計画調整しながら進めると。仮称只見トンネルはほ場整備の当初計画に影響のないように計画調整しながら進めると。これがちょっと理解できないんですが、補助整備は令和5年を着工年度となりますと、仮称只見トンネルは圃場整備完了後の計画になるわけでありまして、道路計画というものは県から、あるいは国から示されていないわけでありまして。ほ場整備後に調整できるのか。この意味がちょっとわかりませんので説明をお願いしたいと思います。小さなことではありますが、しかしながら大変影響のあることであると思います。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） これあの、昨日の佐藤孝義議員の質問に対しての町長の答弁かというふうに思いますが、県ほ場整備只見地区の今の実施状況については、昨日の町長答弁のとおりでありまして、今現在、計画を策定中です。ですので、今後、只見トンネルということが発生した時には、そういった法線が出された時には、それに向けて調整していく必要がありますということでもあります。ですが、今はそういった法線も提示されていない状況ですので、これは当初の計画を実現するために、今はそれに向けて進めてまいりますという意味での答弁かというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） 私はほ場整備の計画区間がわからないものですから、こういったことにちょっと、理解できなかったわけでありまして。道路はこの前、といっても3年前の建設事務所の所長の話聞いてみましても、只見が要望する駅前に道路をもってくると、仮に仮定した場合には、只見線と並行して三石神社の前の通りですね、あれをオーバーした、何沢ですか、田ノ口沢の手前、あそこからオーバーして、線路を越えて、これは踏切でなくて、橋を架けて越えて、スキー場のほうにいくと。それから先については、中ノ平のあの沢に入れば、山一つでありますし、入叶津に行けば山二つのトンネルになるわけでありまして、その辺の方向だけはお示しされたということです。それはやる・やらないの問題でなくて、可能性がありますよということで所長が私に申された。そして、その場所については議員の皆さんと大勢の方がいらっしゃるときに所長がおっしゃったということは皆さん知っているわけでありまして。でありますから、そういったところに支障がなければ一番よろしいわけで

すが、ただあの、整備計画、私わからないものですから、それで支障がないという話が出たものですから、これは法線がまた明らかに出てきたのかなということでお尋ねをしたわけがあります。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 私もあの、只見トンネルの法線というのは示されていないという認識でありまして、それをまあ前提に、只見地区のほ場整備というのは、JR只見線沿線、ほぼ全域ですから。赤沢にかけて。ですので、どこを通ってくるかは、それはわかりません。わからない前提に立って、今後の法線がもし示されるのであれば、いずれそういった区域を通ってくるであろうと。そういった時には可能であれば、そのほ場整備の事業計画との調整は必要になりますよと。それは進めなければなりません。しかし、今そういった法線が示されていない以上、現状での計画で今進んでおりますから、それでほ場整備は今実施時期、これを外すと、なかなか今後のほ場整備というのは難しいというふうに感じておりますので、令和5年度着工というのがやっぱり、確実にしていきたいという、今の計画では確実性がそれが高いものですから、それに向けて調整してまいりますということを町長が答弁したものでありますし、私もそのように認識をしておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） この答弁書を見ますと、ちょっとあの、後で道路の法線を変えることができるでもあるかのような解釈がされるわけですよ。今、話を聞いて、それはわかりましたけれども、県が道路の法線を決めるということは、あそこにトンネルができるということが決定してからで、話でございますので、それは県は今のところ決定なんていうのはしておりませんので、あくまでもそれは只見としてなんとかそう通すことによって、中心市街地計画、只見町まちづくりに大きな影響を及ぼすわけですから、それをひとつ頭に置いての、大きなそのまちづくり構想を展開してほしいというのが私の考え方でございます。でありますから、只見トンネルをただ道路として造るということではあまりにも芸がなさすぎると、私は思うんです。以前あの、只見の議会報告会の時に、議会のほうでも申し上げましたけれども、駅前通りは、いわゆる札幌の中央通、あるいは大阪の御堂筋ですか、とにかくそういった、只見の本当に中心の集落として魅力のある計画をできればいいなど。そのために只見トンネルが必要ですよという、そういった説明をした手前、それ以降、私は議長として県の土木部長はじめ、お願いをして、そのような話を承った経過がございますので、まだ決定に

はなっておりませんが、先般、大塚議長の話をお聞きすると、新しい土木部長の、町のほうにいろいろと協議に応じてくれるというような話のようでございますので、是非その只見トンネルがただ道路を造るということだけではなくて、大字只見が本当に魅力的な地域になるように、そういった計画を、ビジョンをひとつ当局のほうで立てていただきたいというのが私の提案であり、要望であるわけです。これは町長にお答え願いたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 只見トンネルに関するご質問でございます。それで、今回、議長が国・県に行かれて、その部長さんのほうの対応についてのご意見は私も伺っております。ただ、従来、こういった只見トンネルにつきましては、前南会津の建設事務所の桶田氏の時ですか、経済委員会とも一緒に行った中で、そういった計画よりも、まず現在進めている計画を実施をして、道路を通すことが最優先という表現でございました。そして、それにつきましては、現在の所長についても変わりはありませんでしたので、そのように考えまして、現在は只見トンネルにつきましては、まず289号開通を見合わせて、見通しが立つ段階で要望していきたいというふうに私は考えております。それで、ただ、それを待っていたんでは、289については地域活性化、そういったものの事業を、それを休むわけにはいきませんので、事業は開通に向けて取り組んでいって、開通後の受け入れ態勢を早急に整えるというのが最優先というふうに思っております。それと、只見トンネルが要望するにつきましては、そういった形でまちづくりを進めるのに合わせた形のトンネルの配置をお願いしながら要望していく。そして、また経済的にも短時間で通るような形のが将来、289に生まれるということができると想定しながら取り組んでいくのが私の考えでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） 町長の考え方がわかります。ただ私は、只見のこんな大きな、あれでありますから、やっぱりビジョンを持って、そういった、ただトンネルを、穴を開けると、山に穴を開けるということだけではなくて、それに付随した形のまちづくりというものを是非構想していただきたいなというふうに思うわけでありまして。勿論、現道である289号線が叶津まで、しかも252もちゃんと整備される、現道を整備するということはもう、それを最初にやるということは、まったくそれは最優先でございます。それをやらないでという話は一度も私はしていませんし、それが最優先であるということは当然のことでありまして

れども、ただ一方では、5年後・10年後のまちづくりの姿というものを今から構想していくということが非常に大事であると、そのように思っておるわけであります。振興計画であっても、必要であれば改定して、そういうものを取り込んでいくと。初めて第一次振興計画を作った際に、只見線が開通する。米の生産が生産調整、昭和46年から始まりましたが、それを契機にして振興計画をたった4年で改定して第二次、いわゆる新只見町振興計画を作ったわけですが、そのように計画構想、そういったまちづくりについてはやっぱり時代時代に合った計画を、構想を作って取り組んでいかないと、本当に魅力のある只見町にはなっていない、そのように思いますので、是非その辺は執行当局のほうでしっかり考えていただきたいなど、そのような要望を申し上げまして、私の一般質問は終わります。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 最後に、町長、答弁願います。

○町長（菅家三雄君） 地球規模でのコロナウイルスということは、いつ経済がもどるかわかりません。そういった中で只見町の将来を設計するうえで、経済、それから国の、世界の状況の中で、当然、実施計画とか振興計画、小さな町のことであっても大きく流れは変わってまいりますので、そういったところはしっかりと見直しをしながらやっていく必要があると私も考えておりますので、その点は先輩方の議員の皆さんのご意見も入れながら、研究してまいりたいと思いますので、よろしく今後ともご指導をお願いしたいと思います。

以上です。

○10番（齋藤邦夫君） どうもありがとうございました。

○議長（大塚純一郎君） これで、10番、齋藤邦夫君の一般質問は終了しました。

以上で、一般質問は全て終了しました。

ここで、暫時、休議します。

再開時間は3時30分といたします。

休憩 午後3時09分

再開 午後3時30分

○議長（大塚純一郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。



◎議案第81号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第2、議案第81号 只見町議会議員及び只見町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） それでは、議案第81号 只見町議会議員及び只見町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例。ご説明を申し上げます。

今回は、公職選挙法の一部改正によりまして、こういった条例の新設をお願いをするものであります。背景となった公職選挙法の改正であります、大きなもの1・2点申し上げさせていただきますと思います。

すみません。資料の配付を許可いただきたいと思えます。

○議長（大塚純一郎君） はい、資料の配付を許可いたします。

[資料配付]

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 途中まで申し上げました。公職選挙法が改正をされました。大きな内容としましては、今回、条例化をお願いを申し上げます選挙運動用の自動車あるいは選挙運動用のビラ、ポスターの公費での対応ということ。もう一つは、町村の議会議員の選挙において供託金、15万円だそうでありますけれども、そういったものが必要となってくるというものでございます。

そういったことで議案第81号になりますけれども、第1条として趣旨がございます。この条例は、公職選挙法第141条、いろいろ記載はありますけれども、只見町議会議員及び只見町長の選挙における選挙運動用自動車の使用。そして、選挙運動用ビラの作成。選挙運動用ポスターの作成。これに関しまして、公営のための必要な事項を定めるという条例でございます。第2条以下、第2条からは選挙運動用自動車の使用の公営に関して、届出であるとか、手続き、そういった記載であります。そして、第6条からはビラの作成についての規定。第10条からはポスターの作成についての規定という組み立てになってございます。

今回の、この条例制定の内容、ただ今配付をさせていただいた、右方に議案第81号資料とあります資料。これをもって概要をご説明を差し上げたいと思います。

この資料に関しては、将来、これが条例化いただいた折に、候補者の方々に説明の折、使用したいというもので準備をしておる資料でございます。

後程、もう1回申し上げるかもしれませんが、この条例、適用の日が12月12日、本年の12月12日以降の選挙ということでありまして、直近で想定される選挙は次回の只見町議会議員の選挙ということになります。概要を申し上げます。

まず公費負担制度とはということで資料記載をさせていただきました。この制度は、空欄になっておりますけれども、ここに使用の場合は、只見町議会議員の選挙あるいは只見町長の選挙というふうにする予定であります。こういった選挙に関しまして、候補者と契約業者等の中で締結された選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成の各有償契約について、有償が条件であります。有償契約について只見町議会議員及び只見町長の選挙における公費負担に関する条例で定められた、これあの、今回、ご審議をいただく条例でありますけれども、この条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、只見町が各契約業者等に直接その費用を支払うという内容になってございます。供託物の没収でありますけれども、地方公共団体の議会の議員の選挙にあつては、有効投票の総数を除して、議員の定数をもって有効投票の総数を除して得た額の10分の1、計算をしますと、たぶん、2・30票ということになろうかと思いますが、そういったことに達しない場合ということになろうかというふうに思っております。

2番としまして、公費負担の種類であります。公費負担の対象となるものは次の三つということであります。申し上げましたように、選挙運動用の自動車、そして選挙運動用のポスターの作成、選挙運動用のビラの作成であります。

対象となる候補の方。この選挙公営制度において、町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票数を得た候補者に限られます。これは実際の数は変動しますので、法で定められた法定得票数に達したということがあると思います。そういったことで供託物没収の場合には全て自己負担となりますという注意書きです。まあ、下にあります、供託物が没収される場合。得票数が、議員の方の場合ですと、有効投票の総数を定数で除して得た数の10分の1に達しない場合。町長選挙ですと、得票数が有効投票の総数の10分の1に達しない場合。こういったことあります。あとは公費負担の対象としまして、先ほど有償というふう

に申し上げました。無償契約である場合には公費負担の対象とならないということでありま
す。公費負担条例で定められた公費負担の限度額。これを超える契約の場合は限度額を超え
た分はご自身の負担ですよということになります。超えない場合ですね、限度額を超えない
場合は契約金額が上限ですよということになります。超える部分は、契約金額を超える部分
はいくら限度額の範囲内であっても出ないということになります。5としまして、車の関係
です。一般乗用旅客自動車運送業者との運送契約以外の契約。カッコ書きに、自動車の借上
げ、燃料の供給及び運転手の雇用をそれぞれ別々に契約するというふうになっておりますけ
れども、こういった契約の場合において、相手方が候補者と生計を一にしている時は、当該
業務に係る業務を業として行う者以外の者であるときの場合、その親族が自動車の貸出を業
とする、六親等とありますけれども、自動車の使用の公費負担は業としていない限り、自動
車の使用の公費負担は認められませんといった細かい事例もあります。

次のページが2ページになります。限度額の表になります。ご覧をいただきたいと思いま
す。(1)としまして、選挙運動用自動車の使用に関しましては、一つとして、一般乗用旅客
自動車運送事業者との契約。ハイヤー・タクシーの借上げの場合は公費負担の限度額は一日
につき6万4,500円です。それが上限として5日分までですということになってござい
ます。2としまして、そういったことでない、自動車の借入れ契約、レンタルあるいは個人、
会社からの借上げの場合があります。燃料の供給契約もあります。そして運転手の雇用契約
もございます。こういった、それぞれ、公費負担の限度額。ここに記載のある額までは公費
負担が可能だということになります。続きまして、(2)としまして、選挙運動用ポスターの
作成の場合です。単価の上限額ということが真ん中にあります。一番左は作成単価を超えな
いということ。そして、作成単価が限度額を超えないということ。超えないという場合には
実際の単価ですよといった記載であります。単価の上限につきましては393円掛ける47
枚、計算式がありまして、5,349円ということになります。例としましては、一枚あた
りの作成単価、1番としましては、選挙運動用ポスター50枚を25万円で作成した場合と
いうことであります。この場合には、30万円掛ける50枚、1枚6,000円になります
ね。そういった場合ですと、作成単価が限度額上限を超えておりますので、この場合ですと、
25万1,403円が公費負担の対象。30万のうち4万8,597円は候補者の負担とい
うことになります。50枚の作成を25万円で契約した場合には、ざっくり計算をしますと
23万5,000円が公費負担の対象ということになります、ということになります。続い

て隣が、選挙運動用ビラの場合です。基準としましては、上限もしくは上限を超えない場合はその実額ということになるかと思えますけれども、単価の上限は1枚7円51銭。枚数の上限が議会議員の方1,600枚、町長は5,000枚ということになっております。これも例示がございます。町議会議員選挙運動用ビラ2,000枚を1万5,000円で契約した場合であります。1枚単価が、そうしますと7円50銭。単価は上限以下ですけれども枚数が上限を超えているために単価7円50銭掛ける1,600枚が公費負担の対象となります、ということになります。これを超える分は候補者の負担。そして、例の2は、1,600枚の作成を1万6,000円で契約した場合、単価が10円になります。単価が10円ですと基準単価の7円51銭超えていますので、7円51銭掛ける1,600枚は公費の負担。それを超える分は候補者ご自身の負担になりますということになります。こういったことで、選挙の関係の公費負担、定めさせていただきたい条例であります。

これにつきましては、この条例ができたからといって、公費負担を望まないという候補者の方については自費で負担いただいても結構です。ご希望される方は公費負担をすると。契約等々、手続きもありますので、そういったことを含めてご検討いただくということになるかと思えます。

冒頭、ちょっと申し上げましたけれども、今回のこの条例に関しての施行日であります。法律の公布の日が6月12でありました。それから6ヶ月を経過した日から施行ということになります。本年の12月12日であります。それ以前に告示された選挙については適用外ということでありまして、今回の只見町長選挙は適用外、次の只見町議会議員の方々の選挙からの対象ということになる予定であります。

以上、目的、そして概要、ご説明を差し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 委員会でも説明の時、質問したんですけど、今、この説明資料の3ページの選挙運動用ビラの作成ということになってますけど、このビラというのは何を指しているのか、もう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） このビラでありますけれども、通常のみ、選挙運動をなさる時のリーフレットといいますか、ご自身の名前であるとか、公約であるとか、あるいは写真も載せる場合もあろうかと思えます。そういった通常のビラといいますか、そういったものがあります。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） そうすると、それは公職選挙法のどこに載ってますか。

私はこれ、選挙ハガキかなと思ってたんですけど、公職選挙法上はハガキの規定があって、町議会議員選挙の場合は、たぶん800万だったと思うんですが、それ以外のビラという、公職選挙法上の規定あるんでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 公職選挙法ですが、今般、改正がされたというふうに申し上げました。改正の場合の折にもうちょっと申し上げれば良かったんですが、すみません。公職選挙法第142条であります。第1項第7号に追加になってございます。読み上げさせていただきますと思います。町村の選挙にあつては、長の選挙の場合には候補者一人について通常ハガキ2,500枚、当該選挙に係る事務を管理する選挙管理委員会に届けた2種類以内のビラ5,000枚というふうになってございます。議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について通常ハガキ800枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以上のビラ1,600枚ということになっておりまして、ハガキはハガキ、従前のおりであります。今回、届けた2種類以内のビラ。これが1,600枚まで公費負担の対象になったということになります。蛇足でありますけれども、そういった届出をしていただいて、証紙を貼るということになる予定であります。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第 8 1 号 只見町議会議員及び只見町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 1 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 8 2 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第 3、議案第 8 2 号 只見町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 説明の前に、資料の配付を許可お願いします。

○議長（大塚純一郎君） はい、資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） それでは、議案第 8 2 号 只見町税条例の一部を改正する条例のご説明をさせていただきます。

まず、本条例の改正につきましては、令和 2 年度税制改正によります地方税法等の改正によりますものでありまして、基本的な内容につきましては上部法令で既に改正されておりまして、整合性を図るうえで法令に合わせた条ずれ、項ずれ等の改正が主なものとなります。

6 月会議で報告いたしました令和 2 年度税制改正に伴いました税条例の専決処分と同時期に提案する予定でございましたが、コロナウイルス関連による税条例の改正が最優先であったために、そちらを優先して提案をさせていただきます。9 月、今般、この改正をお願いするものであります。

主な改正点を資料によりご説明申し上げます。

改正する法律の概要であります、大きく2点であります。

まず1点目につきましては、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦、これは男性・女性、控除の見直しでありまして、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と、男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を同時に解消するための改正であります。未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しにつきましては、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子、前年の総所得等が48万円以下であります、を有する単身者について、同一の控除、控除額30万であります、適用するものであります。

次に、個人住民税の人的非課税措置の見直しについてであります、今ほどご説明いたしました改正に伴いまして、現行の寡婦、寡夫、あと単身児童扶養者、これ児童扶養手当を受給しているひとり親及び寡婦を除いて、寡婦につきまして対象とするものでありまして、この人的非課税措置につきましては単税率が著しく低いなど、負担を求めることが適当でない方への措置でありまして、この対象は前年の合計所得135万円以下の方がこの対象となります。

2点目としましては、地方たばこ税の課税方式の見直しであります。軽量の葉巻たばこ。これ、1本あたりの重量が1ミリグラム未満。これ1本を紙巻たばこ1本に換算する方法として、今年の10月から2回に分けて段階的に実施するものでありまして、令和2年の10月1日からは激変緩和措置によりまして、来年の令和3年9月30日までの間は0.7ミリグラムのもので紙巻たばこ0.7本に換算するものです。令和3年10月1日からは1ミリグラム未満のものに対して紙巻たばこ1本に換算するものであります。

次ページから新旧対照表になります。今ほど説明させていただきました内容について、大きな改正点、箇所を説明させていただきます。

まず1ページ目、24条。これにつきましては、各項についての文言の整理でありまして、34条の2につきましては、所得控除につきましてひとり親控除を追加する措置。2ページ目の中段であります、94条につきましてはたばこ税に係る改正であります。先ほど申し上げましたが、令和2年10月1日から一年間の激変緩和措置であります。飛びまして、13ページ目、最後のページであります。この94条につきましては、この1条で改正されましたたばこ税について先ほど申し上げましたが、3年の10月1日から改正するといった内容であります。その他の部分につきましては、法令の改正に合わせた条項ずれ並びに文言の

整理をするものでありますので、よろしく申し上げます。

以上、主だった内容をご説明申し上げました。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第82号 只見町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第83号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第4、議案第83号 只見町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 説明に入る前に、資料の配付を許可願います。

○議長（大塚純一郎君） はい、資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） それでは、議案第83号 只見町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例改正につきましては、国の法令改正によりましてマイナンバー通知カードが5月25日をもって廃止されまして、替わりまして個人番号をお知らせする個人番号通知書というものに替わりました。これに替わったことによりまして、再交付業務がなくなったため改正をお願いするものであります。

お配りしました新旧対照表をご覧くださいたいんですが、これにつきまして、この改正によりまして、通知カードの再交付業務がなくなったために、右側太線の上側であります、上段に記載されております通知カードの再交付手数料1件500円というものを本条例から削除させていただきたいというものであります。

簡単であります、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第83号 只見町手数料条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。



◎議案第84号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第5、議案第84号 只見町保健師・助産師及び看護師養成奨学資金貸与条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） では、議案の説明の前に、資料の配付を許可いただきたいと思いをします。

○議長（大塚純一郎君） はい、資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） それでは、議案第84号 只見町保健師・助産師及び看護師養成奨学資金貸与条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今ほど配付をいたしました資料をご覧いただきたいと思いをします。

まず改正理由でございますけれども、本条例につきましては養成学校を卒業して、町の職員として就職していただいた場合に、その奨学資金の返還を免除する条例でございますが、その免除期間が限られているというようなことから、なかなか有効な人材確保に繋がっていないということで、今回、その免除規定を見直しをすることによって、医療資格職の確保に向け、より効果があるものにしたいということでご提案させていただくものでございます。主な改正内容としまして、まず資格要件でございますが、現在、申請者、高校生になるかと思いをしますが、そういった方の住所要件がございませんでしたので、今回、住所要件を追加をさせていただいております。返還の開始時期でございます。現在ですと、卒業の2年、卒業後1年以内に資格取得の場合は1年というようなことから返還開始というふうになってございますが、貸与期間満了の1年後から返還開始ということで改めさせていただきたいと思いをします。返還猶予でございますけれども、現在、保健師・看護師等にあつては、卒業後2年以内に免許を取得していただいて、且つ、取得後5年以内に町職員として従事を開始をしたときに返還を猶予するというようなことになってございますが、これを卒業後、免許を取得して

いただいて、奨学資金の返還期間終了までに町の任期の定めのない職員として従事を開始したときに改めるということで、これまではまあ、5年以内、免許取得後5年以内というふうに限っていたんですけれども、返還期間中、基本的に10年となつてございますが、その返還期間内に就職をいただいたときには、その時点で返還を猶予させていただいて、就職期間を免除するというようなことで、次の返還免除という欄になりますけれども、変換猶予の従事開始から10年以上従事したときに返還猶予された全額が免除ということになってございまして、10年未満で離職をされた場合には全額返還をいただくというような規定でございました。この部分について、返還猶予された期間に充当する額が免除するというので、下に簡単な表的なもの付いてますけれども、返還が開始になって3年目で就職をしていただいたという場合には、その就職した時点から返還の猶予をさせていただきます。で、そこから返還期間が終了するまで就職いただければ、就職していた期間は全て返還免除ということになります。ただ、途中で理由があつて離職をされたら、この例でいいますと8年目終了後に離職をされたという場合には、残りの2年分はまた返還をいただくというようなことで改正をさせていただきますというようなことでございます。

2ページ以降、新旧対照表付けてございます。第2条につきましては、先ほど申し上げました住所要件。これを追加をさせていただいております。第5条につきましては、住所要件で保護者の方も只見町に住所を有する者ということになってございますので、その方の住民票の抄本等の提出をお願いしてございます。借用証書。第9条でございますが、これについては規則のほうで整理をさせていただく内容になってございます。返還の債務の免除ということで、第11条で、ただし、既に返還された奨学資金及び就職前に月賦返還日が到来した奨学資金については免除しないということで、就職する前にお返しいただいた部分については免除の対象としないというようなことで整理をさせていただいております。返還ということで12条については返還の規定でございます。就職中に病気等で離職するような場合には返還免除ということございましたけれども、今回は就職している期間を全て免除することになってございますので、その辺の整理をさせていただいております。あと4ページに第13条がございますが、これが先ほど申し上げました返還期間の終了まで町の職員として就職した場合に、返還期間の終了月の末日までの就職している期間において奨学資金の返還の債務の履行を猶予するというようなことで猶予期間を定めているということでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明がおわりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） 不足している看護師等、確保するためになかなか良いことではある
なと思いますけれども、現在、これに該当する奨学金受けていらっしゃる方、実質、何人ぐ
らいらっしゃるんでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 今、奨学資金を利用された方が全部で40名いらっしゃいま
すが、もう既に償還を終えられている方もいらっしゃいます。今、償還中の方が19名であ
ります。現在、借入中の方、まだ学校に行ってらっしゃる方が3名いらっしゃるということ
になってございます。

○議長（大塚純一郎君） 11番、鈴木好行君。

○11番（鈴木好行君） そういった方々にですね、改正しましたよと、是非おいでください
というふうに、精一杯PRしていただいて、なんとか只見に帰っていただくような施策をお
願ひいたします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 大変申し訳ありませんでした。今ほど申し上げた人数につき
ましては、この後の作業療法士等も含まれておりました。で、全体で、看護師と保健師で2
4名でございます。で、今返還中の方が11名となっております。すみませんでした。

○議長（大塚純一郎君） 借入中3名はそのままですか。

○保健福祉課長（増田栄助君） はい。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） まあ、なかなか聞きにくい話で恐縮ですが、これ、在職中、いわゆる
就職して、離職するというパターンもこれありますが、就職して離職するまでの間には、様々、
病気になったりいろいろ事件が起こるわけですが、就職してから在職中については、ここに
書いてるとおりということで、理解でよろしいでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 基本的に在職中は返還を免除させていただくということでございます。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） まあ、嫌だなと思うのは、例えば、懲戒によって停職1年なんていう場合について、これはあの、懲戒対象ですから、それなりの行為によって課せられる懲戒ですが、そうした場合についての規定はなくてもよろしいか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 条例の中ではそこまで規定をさせていただいておりませんが、返還の部分については規則のほう等で、たぶん、懲戒の部分について、今、細かに規定されておきませんので、それについては今後検討させていただいて、改めて規則等で整理をさせていただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 病気とか、その避けられない理由によって、在職中に業務に就けない場合を除いて、いわゆる自らの懲戒処分に該当する、施行法の29条ですか、に該当するような状況で職務を果たせない状況になったときについては、これは何らかの優遇策の、外すというか、そういうことは必要ではないかと、懲戒というのはそういう趣旨なんで。これはあの、今、条例に（聴き取り不能）というのは、なかなか、この場においてはなんでしょうから、それはあの、運用規則なり、規則が適当であると思いますが、（聴き取り不能）でありますから、是非、御一考願いたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） おっしゃることを踏まえて整理をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第 8 4 号 只見町保健師・助産師及び看護師養成奨学資金貸与条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 4 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 8 5 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第 6、議案第 8 5 号 只見町医療施設等技術者養成奨学資金貸与条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） では、議案の説明の前に資料の配付を許可いただきたいと思っています。

○議長（大塚純一郎君） はい、資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） では、議案第 8 5 号 只見町医療施設等技術者養成奨学資金貸与条例の一部を改正する条例でございます。ご説明申し上げます。

今ほどお配りをした資料でご説明をさせていただきたいと思っております。

改正理由につきましては、前議案 8 4 号と同様でございます。やはり、なかなか有能な人材確保につながっていないということで免除規定を見直しさせていただきたいということでございます。この条例の対象となる職種では、については作業療法士・理学療法士・放射線技師といった方になってございます。で、主な改正内容としましては、8 4 号と同様でございますが、住所要件を追加をさせていただくということになってございます。返還猶予につ

きまして、この医療技術者につきましては、卒業後1年以内に免許を取得して、直ちに町職員として従事開始したときとなってございましたので、この部分について、先ほどの84号と同じように奨学金の返還期間終了までということで、期間を延長というか猶予をもたせたということでございます。で、返還免除につきましても84号と同様でございますが、10年以上従事したという部分を、就職していただいた期間に相当する部分を免除するというところで、同様の内容に変更をさせていただくものでございます。

2ページ以降、新旧対照表でございます。これも先ほどの84号と同様な内容で文言の整理等をさせていただいております。特に大きな変更はございませんので、ご覧をいただければというふうに思います。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、矢沢明伸君。

○6番（矢沢明伸君） 先ほどの看護師等の奨学資金。それから今回の医療技術者等の奨学資金。どちらも人材確保に向けて返還免除の見直しということで大変良かったなと思います。で、どちらも、以前から課題でもあったかと思うんですが、町の施設に就職、町の職員ということでの限定があるわけです。前に一般質問でもちょっと触れさせていただきましたが、実際、保健・医療・福祉の町内の各施設を支えている職員の方、有資格の方は町職員だけじゃなくて、法人の職員の方、それから民間の方もいらっしゃいます。で、たしかに診療所、それからこぶし苑、医療技術者、それから看護師等、本当に必要な職種です。で、こぶし苑については町職員のほかに法人職員もおられます。で、各町内の介護施設にも法人の職員が介護のほうの事業所に携わりながら運営に関わっておられますが、実はあの、介護福祉士。こちらもおしらせばん等にも出てますが、大変、人材が不足もしております。で、そういう中で、今後益々、人材不足が見込まれるということで、国のほうも（聴き取り不能）施策を展開しているわけなんです。実は先日の新聞に、会津若松、中央病院の後ろなんです。仁愛看護福祉士専門学校、そちらのほうの介護福祉士、そちらのほうの介護の部分が新規の入学者を募集しないということになったそうです。入学者が少なくなっているという理由もあるんですが、新聞の中でも各施設では本当にこれから介護人材が必要なときに、身近にそ

ういう施設がない。あとは郡山か二本松。遠いほうに行かなきゃならない。そうすると、いろんな経費が掛かってくる。そういう中で、実はお願いというか、提案申し上げたのは、介護福祉士も含めて各施設の状況をよく調査いただきながら、各施設のそういう有資格がないと事業運営できないということがありますので、まず継続して事業運営、安定的にできるように、町の施設ばかりじゃなくて、町内のそういう施設、法人、民間含めて、例えば介護福祉士の資格を取るうえに要請施設、学校とか行く場合の奨学資金なり、そういうような支援策を是非講じていただきたい。それで同じ保健・医療・福祉の基盤の安定的な（聴き取り不能）のためには、町の施設ばかりじゃなくて、そういう施設も本当に重要ですので、是非、その辺も含めてご検討いただければありがたいなと思います。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） ただ今のご質問でございますけれども、本年3月に議決をいただきまして、今年度からの実施ということになっておりますけれども、奨学金の返還支援補助金という制度を条例化させていただいております。こちらにつきましては、いわゆる公務員以外の方において、転入要件も特になく、現状、今いらっしゃる方も含めてでございますけれども、初年度年齢要件が35歳未満の方で、1年以上の雇用契約、または自ら事業を営む方も含めてでございますけれども、永住の意思があられる方であれば、その年度に奨学金を返還をされる場合、上限18万円を限度としまして2分の1の返還と、返還について通算96月を上限として助成をする制度を設けさせていただいておりますので、そちらのほうをまずお含みおきをいただいたうえで、これから保健福祉課長からお話があるというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 今ほど地域創生課長から申し上げたとおり、一般の民間の勤められる方であったり、看護職の方については、そちらの補助制度を活用していただくということで、これまで保健福祉課の中で、その看護師職等への奨学資金の免除であったり、そういったものの検討はしてきたんですけれども、全て、看護職以外も今の補助金は該当しますので、そちらを利用していただくということで一定の支援をさせていただくことで整理をさせていただいたところであります。また、今現在、民間の事業所でもやはり資格職、議員お

っしゃられるように確保が難しいということを聞いております。その辺の実態をよく調査をしながら、支援というとあれなんですけども、お互いに連携をしながらこれからも活動していきたいなどは思っております。またあの、奨学資金については教育委員会のほうでやっている一般の奨学資金がそういった専門学校等にも該当するというところでございますので、そういったものを利用していただいて、返還については今ほど地域創生課長説明申し上げた補助を使っていただくというようなことでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 6番、矢沢明伸君。

○6番（矢沢明伸君） ありがとうございます。現在ある奨学金の免除とか、そういう説明いただいた中で対応できるというのは本当にありがたいなと思います。で、やはり各事業所、看護師、民間の施設、法人の施設もそうなんですけど、それから介護福祉士。大変、基準を満たさないと事業運営ができないというような状況がありますので、是非、一番はその人材確保に向けての政策というか、窓口としてのこういう奨学資金。で、介護福祉士の奨学資金については、県のほう、県の社会福祉協議会のほうにも制度があるようなんですけど、町の人材確保の姿勢として介護福祉士等、介護部分の資格免許含めての制度設計を考えていただければありがたいなと思います。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 尚、ちょっと実態を調査をさせていただいて検討させていただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 最初の説明で、（マイクなし 聴き取り不能）…というのは、O T ・ P T ・放射線技師と、この3職種ということでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） その3職種でございます。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 医療関係の従事者、それから資格、例えばですよ、例えば、救急救命

士になって、只見町に戻ってきたいとか、そういった方も当然いらっしゃいます。そういった方は該当にならない。もしなければ考慮いただきたい。そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 救急救命士ですと、看護師ではなくて、とは別にですかね。

○7番（中野大徳君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○保健福祉課長（増田栄助君） 救急救命士という、ちょっと職種、私、今、詳しく把握してございませんので、そういった町として職員が必要な部分があるところをちょっと理解してない部分がございますので、そういったものがあれば、また後程ちょっと勉強させていただいて、検討させていただきたいなというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

それでは、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第85号 只見町医療施設等技術者養成奨学資金貸与条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第86号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） それでは、日程第7、議案第86号 財産の取得についてを議題と

いたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） はい、資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第86号 財産の取得についてご説明を申し上げます。

次のとおり財産を取得する。一つ、名称、種類、数量であります。LGWAN系業務用コンピュータ。内訳であります。ノートパソコン56台、デスクトップパソコン7台であります。契約の方法であります。指名競争入札であります。3、購入金額、1,040万1,270円。購入の相手方ではありますが、福島県会津若松市インター西105番地、株式会社シンク、代表取締役社長、高橋正法であります。

ただ今お配りをいたしました資料をご覧いただきたいと思います。

入札の結果報告であります。8月27日に執行いたしました。10者、指名をいたしました。2者の応札でありました。その結果、今ほど議案としてお願いしておりますとおりに株式会社シンクが最低入札額ということでの落札者となりました。このパソコンでありますけれども、現在のパソコン、ウインドウズ7のパソコンでありまして、これを更新するということであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第86号 財産の取得については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第87号の上程、説明

○議長（大塚純一郎君） 日程第8、議案第87号 令和2年度只見町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第87号 令和2年度只見町一般会計補正予算（第7号）ご説明を申し上げます。

令和2年度只見町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,209万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億2,143万円とする内容であります。

第2条としまして、第2表 地方債補正お願いしてございます。

一枚おめくりをいただきたいと思っております。1ページになりまして、第1表 歳入歳出予算補正ということになります。今回は町税、そして法人事業税交付金、地方特例交付金、地方交付税、そして分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金の補正。そして、2ページにいきまして諸収入、町債ということ歳入予算の補正を行いたい内容であります。詳細は事項別明細でご説明を差し上げます。

3ページが歳出になります。総務費から教育費。そして、次のページの予備費まで補正をさせていただきます。

第2表 地方債補正になります。県との申請の中での許可額あるいは事業進捗によりましての実額での補正をお願いしてございます。これは緊急防災・減災事業から臨時財政対策債まででございます。

6ページが歳入歳出補正予算の事項別明細書の総括表になります。歳入、そして7ページが歳出になります。

8ページから詳細な事項別明細になります。

まず8ページの款の1、町税。そして町民税であります。個人町民税であります、229万6,000円の減額であります。現年課税分でありまして、当初賦課確定によりまして今年度分の補正をさせていただいた内容であります。

款の8、法人事業税交付金。これにつきましては189万1,000円。こういった額での確定の通知がまいりましたので調整をさせていただきたい内容であります。

その下が地方特例交付金であります。減収補てん特例交付金であります、これも確定でございます。133万8,000円の追加であります。令和元年213万5,000円でありましたので、100万程度の伸びということになってございます。

その下が款の10、地方交付税であります。地方交付税、そして節の1の普通交付税であります、今回、2億1,398万7,000円の増額をお願いをする内容でございます。これにつきましても令和元年であります。22億8,157万6,000円でありました。今回、令和2年度でありますけれども、今回の補正額を加えまして普通交付税であります、24億1,398万7,000円。前年度比で1億3,241万1,000円ほどの増額となっております。

続きまして、9ページであります。9ページの一番上段、分担金及び負担金であります。民生費の負担金で、説明としましては保育所措置入所者負担金389万9,000円の減額であります。これにつきましては、保育所の入所児、前年度よりの無料化をしたいということからの減額の補正のお願いでございます。

中段、国庫支出金であります。障がい者サービス費の負担金。国庫からの確定分等々によりまして所要の補正をお願いするものであります。

その下の国庫補助金であります。社会保障・税番号制度システム整備費補助金。総務省のこういった補助金、額が確定しましたので所要の補正をお願いするというものであります。ひとり親世帯臨時特別給付金の事務費についても同様に額の確定であります。教育費の国庫

補助金でありますけれども、小学校、中学校ともございます。これ、歳出でもございますGIGAスクール構想。タブレット等々の購入によります購入のための補助金。ここで予算化をお願いをするという内容であります。

続きまして、10ページ、県支出金であります。障がい者サービス費の負担金。これも精算等々でございます。総務費の負担金。相互人事交流の負担金であります、10万9,000円。これ、人事交流、実施をしております、令和元年度までであります。2年度に職員が帰任をする分の相当額を福島県が只見町に負担をするということでございます。

次の県支出金の県補助金であります。土地利用規制対策費の交付金。これについては額確定によるもの。その下、先駆的健康づくり実施支援事業補助金。これはあの、昨年までライザップを相手方として健康づくり事業実施してまいりました。歳出でもご説明申し上げますけれども、本年は新型コロナウイルス感染症のために事業実施ができないということから減額をお願いするというものであります。その下、中山間地域等直接支払事業補助金。これは額の確定見込みによる増額をお願いするものであります。

一般寄附金であります。これ、明治安田生命等から一般寄附金として頂戴をしたもの、予算化をするものでございます。

特別会計の繰入金になります。11ページです。介護保険事業特会からの繰入金としまして、低所得者保険料軽減負担金の精算分として町に返す分8万8,000円でございます。

その下、中段、諸収入であります。これも16万の減でありますけれども、先ほどの先駆的健康づくり実施支援事業の参加者の負担金分であります。実施をしないということでの減額でございます。

町債につきましては、臨時財政対策債から緊急防災・減災事業債まで、今補正に係る所要の補正お願いをしております。

以上が歳入であります。

12ページからは歳出となります。

まず一番上が総務費の総務管理費、目は一般管理費であります。負担金、補助及び交付金。うつくしま・ふくしま相互人事交流負担金ということで、先ほど県に人事交流で派遣していた職員の分の帰任旅費。これを県から負担金としてちょうだいをしました。町からは負担いただいていた職員、県に帰りましたので、その分の帰任旅費。これを負担金として県にお納めをするということになります。

続きまして、目の4、会計管理費であります。今回は投資及び出資金としまして、東邦銀行株式の購入3,450万円。そして、購入にかかる手数料40万3,000円をお願いするものであります。27年度に東邦銀行株式15万株ほど売却をしております。今回、東邦銀行、町の指定金融機関であります。そういった連携の強化等々のために27年度売却分と同数の株式の購入を目指すということでの予算化のお願いでございます。

その下であります。財産管理費であります。個別施設計画策定の委託料であります。これあの、町の公共施設総合管理計画、平成28年度に定めました計画がございます。これは複数の事業入っておりますが、国からの指導で個別の事業計画、個別の施設計画を作成するよというということであります。具体的には令和2年中の策定が求められておりますので、今般ここで予算の議決をお願いをして、こういった事業に取り組みたいというものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 6目の企画費でございます。1,394万円の補正をお願いするものでございます。14節、工事請負費、特定空家解体工事594万円をお願いするものでございますが、こちらにつきましては、特定空家等対策事業実施要綱に基づく解体事業ということで、物件としましては、福井字前田表地内の物件でございます。特定空家に指定を受けた物件所有者への助言、指導の結果、除却費用を負担する資金能力がないと認められるため、所有者からの申し出によりまして、土地・建物の寄付を受け、町で解体をしようというものでございます。18節、負担金、補助及び交付金でございます。空家改修等補助金800万円をお願いするものでございます。こちらにつきましては、主に空家を取得または賃借する方が居住用の部分を改修する費用の2分の1、限度額150万円でございますが、を助成するものでございます。現在、交付決定が3件ございまして、今後、6件の申請見込みが現在見込まれるということで、その対象額800万円を補正をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 続きまして、目の9、情報システム管理費の委託料でございます。総合行政システムの運営委託料でありまして、これあの、社会保障・税番号制度で統合宛名システムというものがございまして、その部分の利用料について、今般、加えて補正をお願いしたいという内容でございます。

○議長（大塚純一郎君） 振興センター長。

○振興センター長（梁取洋一君） 10目、只見振興センター費について説明申し上げます。

7節、報償費から11節、役務費まで、町民運動会中止に伴う減額です。12節、委託料につきましては、国道289号工事区間視察ツアー業務実施見送りに伴う減額をお願いします。

18節、負担金、補助及び交付金につきましては、国道289号早期全線開通促進事業補助金、ルート289フルコース踏破事業の実施見送りによります減額でございます。

11目、朝日振興センター費につきましては、7節、報償費から11節、役務費まで、町民運動会中止に伴う減額でございます。

12目、明和振興センター費につきましても、7節、報償費から12節、委託料まで、町民運動会中止に伴う減額でございます。17目、備品購入費、事務用備品につきましては布沢簡易郵便局のコピー機故障に伴い、代替器としてプリンターの購入費として1万2,000円をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 14ページ、中段であります。戸籍住民基本台帳費であります。322万8,000円の増額をお願いするものであります。委託料としまして戸籍総合システム改修委託料298万9,000円。この件につきましては、戸籍システムと住民基本台帳システムの連携を図る目的で計画されたシステム整備に係るものであります。使用料及び賃借料につきましては23万9,000円ということで、これにつきましてもシステム整備、委託料をお願いしてありますシステム整備後の利用料金23万9,000円であります。よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田栄助君） 続きまして、3の民生費・社会福祉費、3目、老人福祉費でございます。使用料及び賃借料ということで、バスの借上料76万3,000円の減額でございますが、これにつきましては敬老会、今年度につきましてはコロナ対策ということで、湯ら里で例年、地区ごとに皆さん集まっていたいただいて敬老お祝いをしていただけたわけなんですけれども、その実施ができないということでバスの借上料を減額させていただくものでございます。尚、今年度につきましては記念品を対象の方に配付させていただくということで、明日、婦人会の方のほうから配付をいただく予定になってございます。

続きまして、障がい者福祉費の扶助費でございます。障がい児サービス費給付費等ということで、これにつきましては放課後デイサービス。この利用増が見込めるとということで増額

をお願いするものでございます。就労継続支援A型サービス費ということでございますが、今利用されている方、一般就労に移行されるということで、その見込み74万円の減額をお願いしてございます。高額障害福祉サービス等給付費ということで44万円増額でございますが、障がい者サービスを利用されている方が65歳になられまして介護保険サービスを利用されるといった場合に、これまで障がいサービスで利用されていたサービス料の部分については介護保険の一部負担金から控除するというか、その部分を障がい者サービスでみるということで、サービス料が同じであれば、同じく無料で介護サービスが利用できるということで、その扶助費でございますね、給付費を増額させていただくものでございます。償還金につきましては、地域生活支援事業、また障がい者自立支援給付費等、昨年度の負担金の精算に伴う返還金、総額264万5,000円の増額をお願いしてございます。

介護保険費でございます。これも償還金ということで歳入のほうで説明ありましたがけれども、介護保険特別会計のほうからお返しをいただいて、一般会計のほうから国庫及び県費のほうへ返還するというので9万円をお願いしてございます。繰出金につきましては、介護特会への繰出、介護給付費でございますが、介護給付、介護予防の住宅改修費用が増額をさせていただきたいということで、その部分の法廷割合に基づく繰出でございます。事務費につきましては認定調査に係る負担金の増額がございますので事務費として繰出をするものでございます。

続きまして、民生費の児童福祉総務費でございます。償還金につきましては、保育料の還付金につきましては過誤納がございましたので還付をさせていただくと。子ども・子育て支援交付金につきましては前年度の精算で返還をさせていただくものでございます。16ページでございます。児童措置費の償還金。これにつきましても児童手当の負担金、昨年度の精算に伴い返還をお願いするものでございます。只見保育所費の修繕料39万3,000円でございますが、児童用のトイレ、今、和式が5箇所ございます。そのうち3箇所、洋式のトイレに修繕をさせていただきたいということで今回お願いするものでございます。

次に、4の衛生費、保健衛生総務費でございます。償還金ということで、これも養育医療給付金の昨年度精算に伴う返還ということでございます。保健事業費の報償費でございますが、各種事業費等報償費ということで、例年、文化祭の折に、私の自慢のごはんコンテストというものを行ってまいりました。で、小中学生を対象に行っていたものでございますけれども、その中、文化祭の中で入賞された方への副賞、参加費対応をお願いしていたところでご

ございますが、今回、文化祭中止ということで、その部分について改めて保健福祉課のほうで対応させていただきたいということで増額をお願いするものでございます。次に委託料でございます。先駆的健康づくり事業業務委託料135万5,000円の減額でございますが、歳入のほうで総務課長からもお話ございました、ライザップを委託先として考えていたところでございますが、今回のコロナの関係でインストラクターの方がなかなかこちらに来れないというようなことで、そういったことから今年度につきましては中止という判断をさせていただいたところでございます。またあの、歳入で県補助金に充ててございましたが、県のほうでも要綱の見直し等されまして、これまで2年間、ライザップ行ってきたんですけども、3年目については補助対象としないというようなこともございまして、それがあって中止をしたということではなかったんですが、たまたまそういった、重なったということもございまして減額をさせていただくということでございます。

以上です。お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） それでは、17ページから農林水産業費、説明申し上げます。

まず3目の農業振興費でございますが、交付金、中山間地域直接支払交付金147万4,000円の増額。今回、今年度から5期対策ということで19集落の計画がまとまりまして事業費が増額になりました。歳入でも国・県の歳入を受けまして、ここで増額の補正をするものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 続きまして、5目の交流施設費でございます。14節、工事請負費としまして施設維持補修工事973万5,000円でございます。こちらにつきましては、季の郷湯ら里の館内の給水全般を担っております給水ユニットにおきまして、ポンプ4台のうち2台が既に使用不能という状態になっております。さらに、かろうじて使用できております2台から今般、漏水の発生が確認をされておきまして、緊急的に復旧が必要な状況となっております。現在は平成30年度に整備をしました予備ポンプで保管をしながら、なんとか運用を継続しているところでございます。この給水ユニットにつきましては、湯ら里が開設当時から設置をされているものでございまして、既に部品等の供給も無く、当初は次年当初で入れ替えを検討していた案件でございますが、想定外に状況が悪化しているということ。また、発注から納品まで半年程度、期間が見込まれることから、閑散期に整備を完

了する為、今回、給水ユニットの入れ替えの更新工事を実施したいと考えての予算措置をお願いするものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 続きまして、7目、農地費でございます。補助金として農業施設整備事業集落補助金127万4,000円をお願いしてございます。これ、坂田、それから寄岩集落からの水路改良の要望に対する、その補助金でございます。

続きまして、林業総務費、林業費であります。負担金としまして県水源林造林推進協議会の負担金4万ということで、これは森林整備センター事業の事業費の確定によります負担金の確定となっております。よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 続きまして、7款、商工費につきましてご説明をさせていただきます。3目、観光費でございます。8節、旅費としまして道の駅検討委員費用弁償23万4,000円ほどの増額でございます。こちらにつきましては、道の駅基本計画策定のための検討委員組織が確定をいたしました。会議のための費用弁償に不足が生じる見込みでございますので、今般、増額の補正をお願いしたいというものでございます。続きまして、18節、負担金、補助及び交付金ということで、水の郷うまいもんまつり実行委員会補助金230万の減。18ページにまいりまして、自然首都・只見トリムウォーク&トリムラン実行委員会補助金50万の減ということで、こちらにつきましては、各実行委員会におきまして新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から本年度の事業中止を決定されましたので、今般、減額をさせていただくものでございます。5目、観光施設費でございます。10節、需用費ということで水道料2万6,000円ほどの増額をお願いしたいものでございます。こちらにつきましては、石伏、萬代橋の完成によりまして、昨年まで使用できなかった宮渕さわやかトイレが使用できるようになったこと。また、本年、浅雪で雪解けも早かったものですから、4月早々に各トイレ等が使用できるようになったということで、開栓を早めたといったところもございまして、予算の不足が見込まれますので増額の補正をお願いしたいものでございます。続きまして、7目の保養センター管理費であります。10節、需要費ということで80万円、修繕料80万円の増額をお願いしたいものであります。前回、補正をお願いいたしまして、外壁内の配管の補修修繕、漏水修繕を行いましたところ、さらに複数個所の漏水が発見をされまして、緊急修繕も含めました規定予算内で現在対応をさせていただいてい

るところでございます。さらに重ねまして、サウナ用のヒーターの故障停止事案が発生をいたしまして、ヒーターの部品交換が必要となっております。原因といたしましては過度の水かけによる劣化というものが指摘されておりますので、今般、防水パンを設置するなど対策を工事、補修をしていきたいというものでございます。今後の緊急修繕等も踏まえて予算の不足が見込まれますので、サウナ用ヒーターの修繕含めまして80万の増額補正をお願いしたいものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 続きまして、8款、土木費であります。目の2、道路維持費であります。消耗品、除雪機械。これ大型除雪ドーザーですが、タイヤ1本破損によります交換ということでお願いしております。それから燃料費、それから下の使用料及び賃借料での重機等借上、重機運搬台車借上、関連しております、これは町道維持補修に絡みまして、重機を借上げをお願いするものでございますが、関連した燃料費等でございます。それから14の工事請負費であります。町道補修工事、これ深沢・亀岡線の側溝の敷設等の工事費184万8,000円をお願いしてございます。それから5目の橋梁維持費でございます。委託料としまして道路橋梁等の定期点検の委託料149万お願いしてございますが、これ、法定点検に基づく町道橋の点検でございますが、社総金、国からの交付金の額が決定しまして、増額が見込めるというようなことで増加をお願いするものでございます。続きまして、14工事請負費でございますが、19ページにあります橋梁長寿命化修繕工事。これは町道橋、塩ノ岐の八乙女橋でございます。今年度当初予算でこの工事、先般、発注をいたしました。設計を詰めていきますと、さらに必要な箇所が判明しましたので、追加で増額をお願いするものでございます。尚、本工事につきましては、また別途に契約議決等お願いすることになります。よろしくお願いたします。

続きまして、河川費であります。委託料です。測量設計委託料564万7,000円お願いしてございます。これは普通河川の黒沢川、また倉谷川の河川護岸の改良、2箇所ほど必要ですので、その測量設計をお願いするものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 若干、時間を延長して会議を続けます。

町民生活課長。

○町民生活課長（渡部高博君） 19ページ下段であります。消防費、非常備消防総務費であります。257万5,000円の減額をお願いするものであります。1節、報酬から13

節、使用料及び賃借料につきましては、消防ポンプ操法大会中止によります事業費の減額をお願いするものであります。20ページ、27節、繰出金であります。簡易水道特別会計への繰出金ということで、黒谷地内道路拡張によります消火栓移転によります繰出金をお願いするものであります。

常備消防総務費であります。広域圏組合の負担金ということで資機材搬送車並びに広報車事業に係る請け差による減額ということで17万3,000円の減額をお願いするものであります。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 20ページ中ほどになります。教育費の小学校費でございます。

まず学校管理費の工事請負費としまして、施設維持補修工事194万9,000円でございますが、只見小学校校舎のベランダ屋根の改修工事を行いたいものでありまして、経年劣化により補修が必要というものでございます。教育振興費、備品購入費のICT機器981万5,000円ですが、歳入もございました国の国庫補助金も使いまして、GIGAスクール構想に対応しますタブレット及び関連機器の購入を行いたいものです。

それから中学校費の教育振興費、備品購入費につきましても、こちらは中学校分の同様のタブレット等の購入の575万2,000円でございます。

それから21ページにまいりまして社会教育費、文化財保護費です。委託料680万8,000円ですが、内訳二つございまして、会津只見考古館の改修工事の設計業務を委託したいもの174万8,000円。もう一つが、民具収蔵庫と会津只見考古館の内部展示の設計業務。こちらを委託したいものとして506万円をお願いしてございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 続きまして、災害復旧費であります。3目の林道過年災の復旧費であります。元年発生林道災害の工事につきまして、今年の雨で増破している箇所がありましての増工分の補正でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 款の13、予備費であります。こういった額で補正をさせていただいております。

22ページが給与費明細になります。今回は特別職の方のみ。消防団員の分の給与明細の補正であります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長発言

○議長（大塚純一郎君） ここで、町長より、発言の申し出がありましたので、これを許可します。

菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 先ほどの一般質問の中で、中野大徳議員のご質問の中で、国が示しておりました既存ダムの洪水調整機能の強化に関する基本方針。令和元年の12月12日付で、既存ダムの洪水調整機能強化に向けた検討会議の決定の基本方針に基づいての手続きの関係でございます。これにつきましては、阿賀川水系治水協定ということで協定がなされております。それは2年の5月29日でございます。ただ、この協定につきましては、河川管理者である国土交通省、それからダムの管理者及び関係利水者ということで、ダムに権利を有する者という表現になっております。その間で、阿賀川関係につきましては、21団体が協定を結んで、その事前放流に対する考え方について方針を示しております。それで、その中の21というのは先ほど申し上げましたように、国、県、それからダムの管理者、設置者ということで、この中では国のほうは北陸地方整備局になります。それとあと県のほうは、土木、県は商工農林ですか、それから土木、そういった河川管理とかということになりますが、ダムのほうにつきましては、只見町に關係するのは電源開発株式会社が入っております。ただ、この協定の中で、その地方公共団体という文言につきましては、関係市町村、関係地方の公共団体、これにつきましては、この協定に基づいて定められた連絡方法。そういったものに通知する中に市町村を構成するという言い方をされてますので、追ってあの、こういった事前放流の調整について、担当課のほうに連絡がくるということになっていると思います。で、これはあの、後程、必要があれば、その協定はお配りしても可能だと思いますので、そういったことで一部修正をさせていただいて、ただ、只見町はこれのほかに、一般質問の中でもお答えしましたように、独自に電源開発と只見町は協定を持っております。ですから、二重のような形にはなってますが、そういったことで事前放流等については対応されてますので

ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 続けて、菅家町長、発言お願いいたします。

○町長（菅家三雄君） それではあの、ただ今、新型コロナウイルス検査の実施状況ということで、プレスルームのほうに入りました内容でございます。本日16時30分までに、別紙のとおり本県で4件の陽性患者が確認されました。これは県でプレスルームで伝達された内容でございます。それで別紙ということで新型コロナウイルス感染症患者の県内発生について、4項目ございます。その中で1項目について、福島県の浪江町で60歳代の女性の方、それと田村市において40代の女性の方、それと南会津町において50代の男性の方、喜多方市におきましては70代の男性の方ということで県の発表がありました。それで南会津町でもそういった事例が発生しましたので、只見町としましては、この後、コロナウイルス対策会議等を開きながら、対策について検討してまいりたいと思いますので、一応、詳しくは今日の6時以降… 詳しくは、すみません、19時30分に放送されると思います。そういった中で情報を得ていただければというふうに思います。

以上、お伝えをさせていただきます。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎延会の宣告

○議長（大塚純一郎君） ここでお諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

上着の着衣をお願いいたします。

本日はこれで延会します。

ご苦労様でした。

（午後5時08分）